

# 幕別町下水道事業経営戦略

公共下水道事業

個別排水処理事業

農業集落排水事業

(令和8年度～令和17年度)



令和8年3月

幕別町建設部水道課

## 1 経営戦略策定の目的

下水道は、快適で衛生的な生活環境の改善のほか、浸水の防除や公共用水域の水質保全を図ることなど大きな役割を果たしており、安全・安心な住民生活を確保するうえで欠かすことのできない大切な財産であることから、長期的に安定したサービスの維持継続が求められています。

本町の下水道事業は、幕別市街及び札幌市街は公共下水道事業、忠類市街は農業集落排水事業、その他郊外地を個別排水処理事業により行っています。

平成26年度に総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付け総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知）が通知され、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定について必要性が示されたことを受け、平成28年度に「幕別町個別排水処理事業経営戦略」及び「幕別町農業集落排水事業経営戦略」を、令和2年度に「幕別町下水道事業経営戦略」を策定し、今後10年間を見通した事業経営を展望し、経営の効率化・健全化に取り組んできたところです。

現在、「幕別町個別排水処理事業経営戦略」及び「幕別町農業集落排水事業経営戦略」は策定から9年、「幕別町下水道事業経営戦略」は策定から5年が経過したところですが、令和6年度に改定した「幕別町人口ビジョン」において推計される人口減少に伴う使用料収入の減少が想定されるほか、管渠・施設等の老朽化による更新事業費の増加、近年の急激な物価高騰及び人件費の上昇による維持管理費の増加など、社会経済情勢は大きく変化し、経営環境はより厳しさを増していくことが予想されることから、今般、当戦略を改定するものであります。

なお、令和6年度から公共下水道特別会計、個別排水処理特別会計及び農業集落排水特別会計に地方公営企業法を適用し、下水道事業会計として統合したことから、経営戦略においても、「幕別町下水道事業経営戦略」に統合するものとします。

## 2 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ○ 公共下水道事業

幕別市街の「幕別処理区」は、昭和50年に終末処理場を有する単独公共下水道事業として認可を受け、昭和59年から供用を開始しています。

また、札内市街の「札内処理区」は、帯広市とその周辺の音更町、芽室町、幕別町（札内処理区）の1市3町を処理区域とした十勝川流域下水道の流域関連公共下水道事業として昭和59年に認可を受け、平成元年から中継ポンプ場として供用を開始しています。

終末処理場を有する幕別処理区は、流域下水道による集合処理を行っている札内処理区と比較して維持管理費や施設の更新費用が多額に推移している状況にあることから、札内処理区と統合し、十勝川流域下水道に接続することとし、令和3年度から事業着手をしており、令和10年度に供用開始を予定しています。



札内中継ポンプ場（全景）

#### ○ 個別排水処理事業

公共下水道事業及び農業集落排水事業の処理区域以外である郊外地については、まとまった集落が無く家屋が点在していることから、平成8年度個別排水処理事業に着手し、各戸に合併処理浄化槽の設置を進めています。



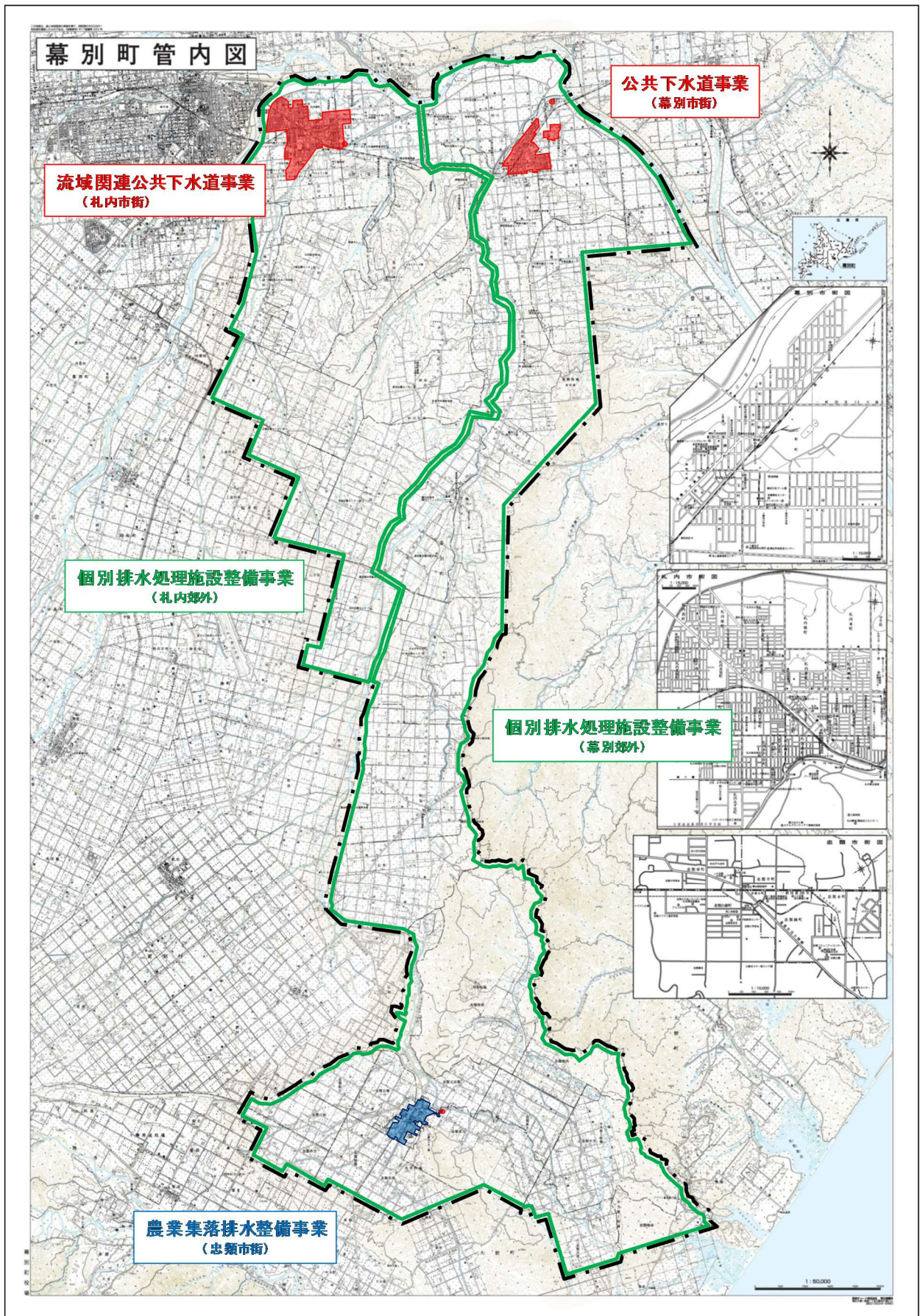
合併処理浄化槽設置工事の様子

○ **農業集落排水事業**

忠類市街の農業集落排水事業は、平成6年度に農林水産省の事業採択を受け、同年に事業着手し、平成11年度から供用開始しています。



忠類浄化センター（全景）



① 施設の概要

	公共下水道事業	個別排水処理事業	農業集落排水事業
供用開始年月日 (供用開始後年数)	昭和59年5月1日 (41年)	平成8年9月1日 (29年)	平成11年6月1日 (26年)
法適(全部適用・一部適用)非適の区分	法適(全部)	法適(全部)	法適(全部)
処理区域内人口密度	31.63人/ha	0.07人/ha	8.27人/ha
流域下水道等への 接続の有無	有	無	無
処理区数	2処理区 (幕別・札内地区)	2処理区 (幕別地区(旧忠類村を含む)、札内地区)	1処理区 (忠類地区)
処理場数	1か所	874基 (令和7年3月末)	1か所
広域化・共同化・ 最適化実施状況	札内市街地を十勝川流域下水道に接続	平成18年2月6日の旧忠類村との合併に伴い、事業統合し、事務を合理化	無

② 使用料

○ 公共下水道事業

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	用途別に区分し、10m <sup>3</sup> までは基本料金とし、基本料金を超える分は超過料金とした使用料体系をとっています。 現行の使用料体系については次の表のとおりとなっています。		
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上		
その他の使用料体系の 概要・考え方	同上		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
条例上の使用料 (20m <sup>3</sup> 当たり)	3,220円	3,220円	3,220円
実質的な使用料 (20m <sup>3</sup> 当たり)	3,524円	2,988円	3,212円

※1 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>当たりの使用料をいいます。

※2 実質的な使用料とは、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に20 m<sup>3</sup>を乗じたものをいいます。

<料金表(税込)>

用途	排除量	使用料
一般	10m <sup>3</sup> まで	1か月当たり 1,610円
	10m <sup>3</sup> を超えるもの	1 m <sup>3</sup> につき 161円
公衆浴場	100m <sup>3</sup> まで	1か月当たり 4,042円
	10m <sup>3</sup> を超えるもの	1 m <sup>3</sup> につき 40円

○ 個別排水処理事業

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	定額制の使用料体系となっています。		
業務用使用料体系の概要・考え方	同上		
その他の使用料体系の概要・考え方	同上		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
条例上の使用料(5人槽1基当たり)	2,600円	2,600円	2,600円
実質的な使用料(20m <sup>3</sup> 当たり)	3,765円	3,950円	3,828円

※1 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>当たりの使用料をいいます。なお、本戦略においては5人槽1基当たりの使用料としています。

※2 実質的な使用料とは、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に20 m<sup>3</sup>を乗じたものをいいます。なお、個別排水処理施設における有収水量は、設置されている各施設の処理能力から算出した推計になります。

<料金表(税込)>

浄化槽の規模	使用料(1か月当たり)
5人槽	2,600円
6人槽	2,900円
7人槽	3,200円
8人槽	3,500円
10人槽	4,200円
11人から20人槽	5,400円
21人から30人槽	7,700円
31人から40人槽	10,300円
41人から50人槽	13,600円

○ 農業集落排水事業

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	用途別に区分し、10m <sup>3</sup> までは基本料金とし、基本料金を超える分は超過料金とした使用料体系をとっています。 現行の使用料体系については次の表のとおりとなっています。		
業務用使用料体系の概要・考え方	同上		
その他の使用料体系の概要・考え方	同上		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
条例上の使用料(20m <sup>3</sup> 当たり)	3,220円	3,220円	3,220円
実質的な使用料(20m <sup>3</sup> 当たり)	3,826円	3,290円	3,522円

※1 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>当たりの使用料をいいます。

※2 実質的な使用料とは、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたものをいいます。

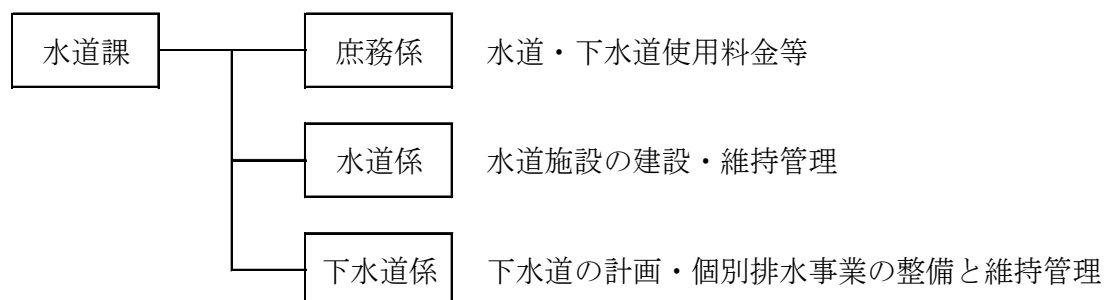
<料金表(税込)>

用途	排除量	使用料
一般	10m <sup>3</sup> まで	1か月当たり 1,610円
	10m <sup>3</sup> を超えるもの	1m <sup>3</sup> につき 161円
公衆浴場	100m <sup>3</sup> まで	1か月当たり 4,042円
	10m <sup>3</sup> を超えるもの	1m <sup>3</sup> につき 40円

④ 組織

幕別町建設部水道課は、水道課長・庶務係3人・水道係3人・下水道係3人の合わせて10人を配置し、業務を行っています。

<組織体制>



<職員数・年齢構成>

	水道課	庶務係	水道係	下水道係	合計
51～60歳				1人	1人
41～50歳	1人				1人
31～40歳		1人	2人	1人	4人
～30歳		2人	1人	1人	4人
合計	1人	3人	3人	3人	10人

(2) 民間活力の活用等

○ 公共下水道事業

民間 活用の 状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道施設維持管理業務</li> <li>浄化センター汚泥運搬業務</li> </ul>
	イ 指定管理者制度	無
	ウ PPP・PFI	無
資産 活用の 状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	無
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	無

○ 個別排水処理事業

民間 活用の 状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別排水処理施設保守点検業務</li> <li>個別排水処理施設清掃業務</li> </ul>
	イ 指定管理者制度	無
	ウ PPP・PFI	無
資産 活用の 状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	無
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	無

○ 農業集落排水事業

民間 活用の 状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業集落排水処理施設維持管理業務</li> <li>乾燥汚泥再生利用業務</li> <li>処理場施設定期点検業務</li> <li>農業集落排水台帳修正業務</li> </ul>
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産 活用の 状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	乾燥汚泥再生利用業務において、乾燥汚泥をコンポスト化し、肥料として全量を公園やパークゴルフ場に緑地還元しています。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	なし

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析 (35～37ページ)

経営比較分析表とは、公営企業が、経営指標を用いて経年変化や他団体との比較・分析を行い、現状と課題を簡明に把握するための総務省の統一様式です。

各事業において、令和6年度から公営企業会計に移行したことにより、指標の計算式が変わるため、令和5年度以前の指標が記載していません。

① 経営の健全性・効率性

経常収支比率		
使用料収入や一般会計から補助金等の収益で維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標		
公共下水道事業	個別排水処理事業	農業集落排水事業
使用料収入及び一般会計からの補助金を受け、汚水処理費を賄えています。	使用料収入及び一般会計からの補助金を受け、汚水処理費を賄えています。	使用料収入及び一般会計からの補助金を受けても、汚水処理費を賄えていません。
累積欠損金比率		
営業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標		
公共下水道事業	個別排水処理事業	農業集落排水事業
累積欠損金は発生していません。	累積欠損金は発生していません。	累積欠損金が僅かに発生しています。

流動比率		
短期的な債務に対する支払能力を表す指標		
公共下水道事業	個別排水処理事業	農業集落排水事業
100%を下回る22.52%となっており、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。	100%を下回る47.75%となっており、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。	100%を下回る89.31%となっており、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。
企業債残高対事業規模比率		
使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高規模を表す指標		
公共下水道事業	個別排水処理事業	農業集落排水事業
市街地が二極化していることから、類似団体と比較して2倍以上の高い規模となっています。	建設改良の財源の多くが地方債であるため、類似団体と比較して4倍以上の高い規模となっています。	令和6年度から実施している自家発電機設備の新設により、類似団体平均値を上回りました。
経費回収率		
使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す指標		
公共下水道事業	個別排水処理事業	農業集落排水事業
健全経営の水準とする100%を上回っています。	維持管理費を使用料で賄えていない状況となっています。	維持管理費を使用料で賄えていない状況となっています。
汚水処理原価		
有収水量1m <sup>3</sup> 当たり汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標		
公共下水道事業	個別排水処理事業	農業集落排水事業
類似団体平均値より低い数値となっています。	物価高騰による維持管理費の増高等のため、汚水処理原価が割高となっています。	物価高騰による維持管理費の増高等のため、汚水処理原価が割高となっています。
施設利用率		
施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標		
公共下水道事業	個別排水処理事業	農業集落排水事業
需要変動にも耐え得る適切な数値となっています。	需要変動にも耐え得る適切な数値となっています。	需要変動にも耐え得る適切な数値となっています。

水洗化率		
処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標		
公共下水道事業	個別排水処理事業	農業集落排水事業
類似団体平均値より高い数値であり、高水準で水洗化が図られています。	毎年新たに施設を建設していることから、水洗化率は向上しています。	類似団体平均値より高い数値であり、高水準で水洗化が図られています。

《経営の健全性・効率性の分析》

○ **公共下水道事業**

経常収支比率及び経費回収率ともに指標が100%以上であることから、公費負担分除いた汚水処理費を使用料で賄っており、健全な経営状況にあるといえます。

一方、企業債残高対事業規模比率については、類似団体と比較して2倍以上の高い規模となっており、過去の建設改良費等による残債が大きな要因となっています。

そのため、現状においては、過大な投資とならないよう適切な規模の建設改良を行うとともに、管渠の老朽化を踏まえた今後の更新に向け、経費回収率が今後も100%を超えるよう、適切な維持管理と使用料収入の確保が求められます。

○ **個別排水処理事業**

経常収支比率は100%以上ですが、経費回収率が約30%となっており、事業運営における資金不足を一般会計からの基準外の繰入金によって補填する状況となっています。

また、企業債残高対事業規模比率についても、類似団体と比較して4倍近く高い規模となっており、過去の建設改良費等による残債が大きな要因となっています。

そのため、現状においては、過大な投資とならないよう適切な規模の建設改良を行うとともに、設備の老朽化を踏まえた今後の更新に向け、使用料改定により適切な使用料収入の確保が求められます。

○ **農業集落排水事業**

収益的収支比率については、近年は人口減少に伴う使用料収入の減少から減少傾向となっており、維持管理に要する費用等を使用料収入で賄うことはできず、事業運営における資金不足を一般会計からの基準外の補助金によって補填する状況となっています。

経費回収率についても、30%前後で推移しており、汚水処理に要する費用を使用料収入では賄えておらず、使用料改定により適切な使用料収入の確保が必要となっています。

企業債残高対事業規模比率については、類似団体と比較して、同程度の高い水準となっており、現時点においては規模に応じた適切な建設改良を行っていますが、今後、機械設備等の更新や修繕が必要であることから、国の補助事業を活用し、過大な投資とならないよう適切な規模の建設改良を行います。

## ② 老朽化の状況

有形固定資産減価償却率		
固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標		
公共下水道事業	個別排水処理事業	農業集落排水事業
類似団体と比較して2倍以上高い数値となっています。	類似団体と比較して、やや高い数値となっています。	類似団体と比較して2倍以上高い数値となっています。
管渠老朽化率		
法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標		
公共下水道事業	個別排水処理事業	農業集落排水事業
法定耐用年数を超過した管はありません。	管渠がないため、数値に表されていません。	法定耐用年数を超過した管はありません。
管渠改善率		
当該年度に更新した管渠延長の割合を示した指標		
公共下水道事業	個別排水処理事業	農業集落排水事業
更新した管はありません。	管渠がないため、数値に表されていません。	更新した管はありません。

### 《老朽化の状況分析》

#### ○ 公共下水道事業

法定耐用年数を超過した管渠がないことから、管渠老朽化比率は0%となっており、このことから本年度に更新した管渠はありません。

一方で、有形固定資産減価償却率は類似団体と比較して2倍以上高い規模となっており、今後、一斉に法定耐用年数に達する管渠が発生する見込みとなっています。

下水道施設を計画的かつ効率的に管理するため、ストックマネジメント(※)計画に基づき、更新を実施します。

※ 「ストックマネジメント」とは、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調

査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的とした計画です。

○ **個別排水処理事業**

平成8年度の事業開始から25年以上経過しているため、今後、浄化槽本体の更新及び附帯設備などの維持管理費や修繕費の増加が見込まれるため、経費回収率の改善に向けて検討していく必要があります。

○ **農業集落排水事業**

管渠については、平成6年度からの整備であるため、更新時期を迎えていませんが、施設については、機械・電気設備の修繕や更新が必要となることから、農山漁村地域整備交付金を活用し、非常用発電施設（停電時に水処理機能を継続するための自家発電機）の整備など、農業集落排水施設最適整備構想（以下「最適整備構想」といいます。）（※）に基づいた基盤整備を進めます。

※ 「農業集落排水施設最適整備構想」とは、町が策定した、農業集落排水施設のストックマネジメントと同様の計画です。

### 3 将来の事業環境

#### (1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口は次のとおり推計を行っています。

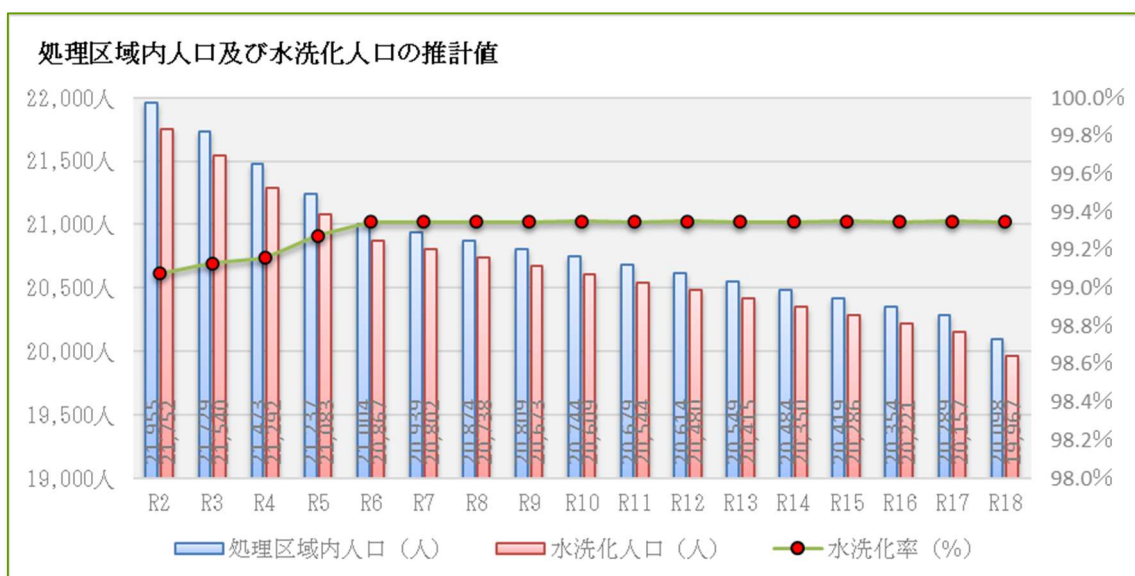
$$\text{行政区域内人口} \times \text{普及率} = \text{処理区域内人口}$$

行政区域内人口の推移は、令和7年2月改定の「幕別町人口ビジョン」における「人口ビジョン推計値」を採用しています。普及率は、直近の普及率が一定で推移するものとみなして推計を行っています。

行政区域内の人口が減少傾向にあるため、処理区域内人口は減少する見込みです。

#### ○ 公共下水道事業

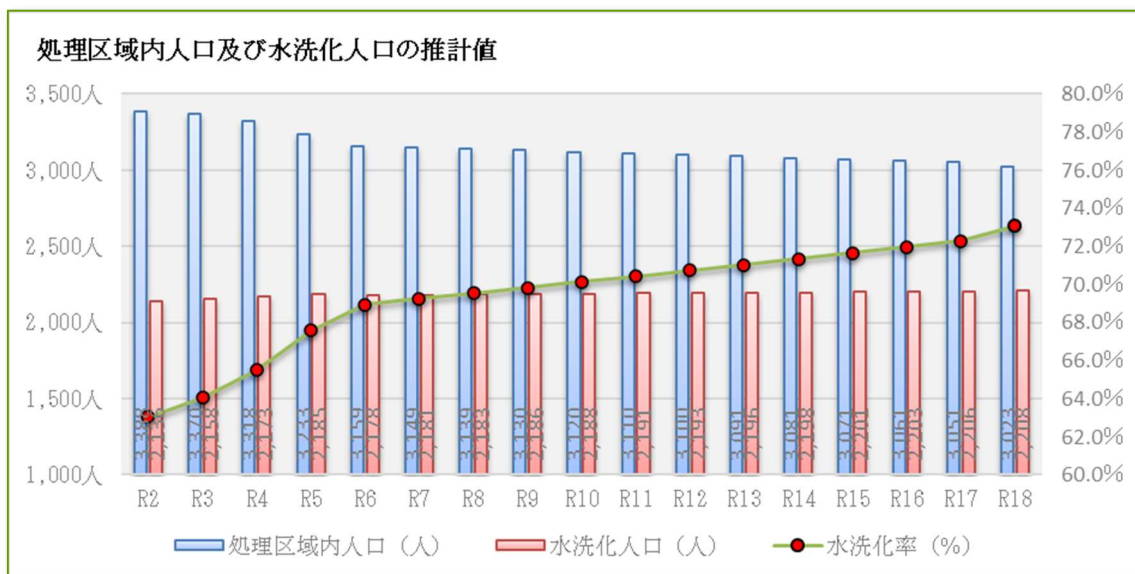
令和17年度には20,289人となり、令和6年度の21,004人と比較して715人の減少となります。



※ 令和6年度までは実数値、令和7年度以降は推計値となります。

### ○ 個別排水処理事業

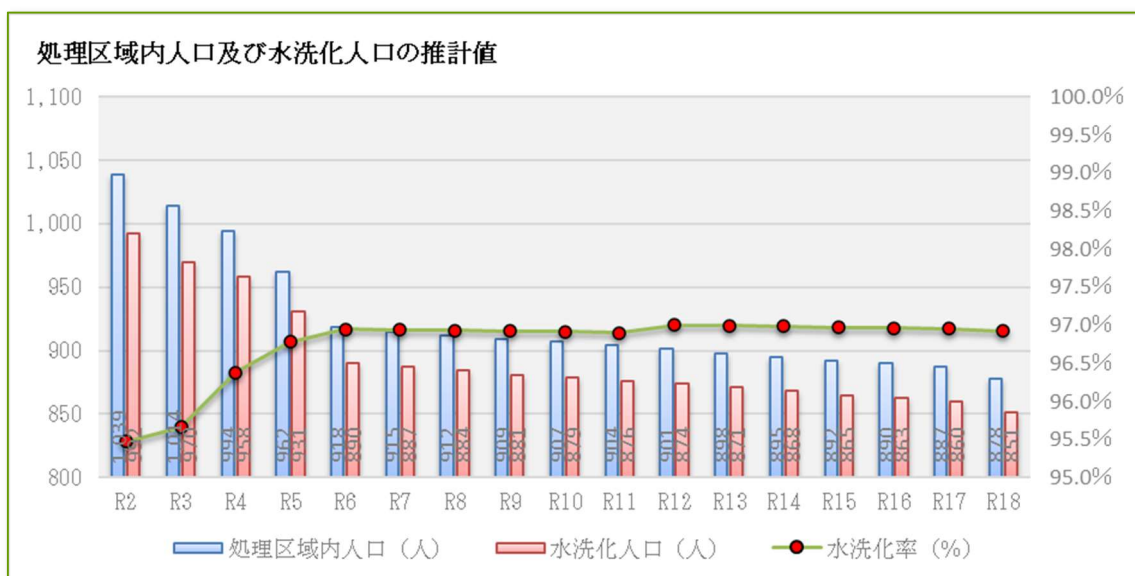
令和17年度には3,051人となり、令和6年度の3,159人と比較して108人の減少となります。



※ 令和6年度までは実数値、令和7年度以降は推計値となります。

### ○ 農業集落排水事業

令和17年度には887人となり、令和6年度の918人と比較して31人の減少となります。



※ 令和6年度までは実数値、令和7年度以降は推計値となります。

## (2) 有収水量の予測

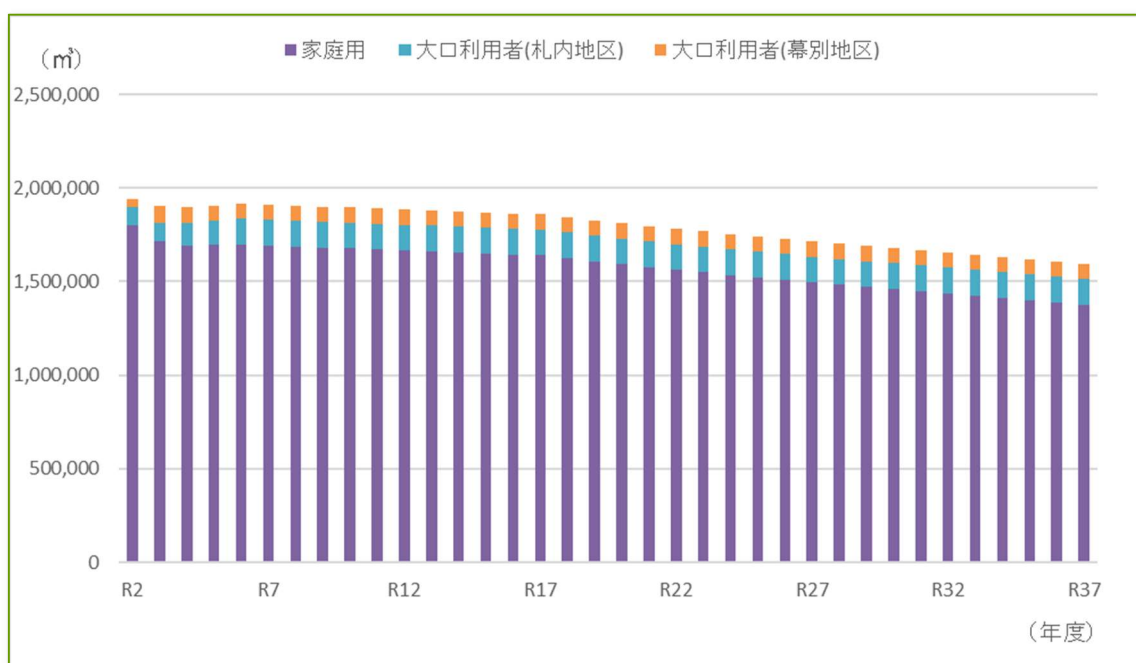
### ○ 公共下水道事業

家庭用の有収水量は次の算式で推計を行っています。

$$\text{処理区域内人口} \times \text{水洗化率} \times \text{1人当たり有収水量} = \text{有収水量}$$

水洗化率は、直近の水洗化率が一定で推移するものとみなして推計を行っています。1人当たり有収水量は、直近の1人当たり有収水量が一定で推移するものとみなして推計を行っています。ただし、大口利用者（事業者）の有収水量については、過去5年間の実績において強い傾向が見出されなかったことから、直近の有収水量が一定で推移するものとみなして推計を行っています。

処理区域内人口が減少傾向にあるため、家庭用の有収水量が減少する見込みであり、令和17年度には年間1,859千 $\text{m}^3$ となり、令和6年度の1,917千 $\text{m}^3$ と比較して58千 $\text{m}^3$ の減少となります。



### ○ 個別排水処理事業

有収水量は次の算式で推計を行っています。

$$\text{処理区域内人口} \times \text{水洗化率} \times \text{1人当たり有収水量} = \text{有収水量}$$

水洗化率は、令和4年度から令和6年度までの年平均成長率を算出し、その年平均成長率が将来も続くことを想定しています。1人当たり有収水量は、直近の1人当たり有収水量が一定で推移するものとみなして推計を行っています。

処理区域内人口は減少傾向にありますが、現在も合併処理浄化槽の設置を進めて

いることから水洗化人口が増加し、有収水量は増加する見込みであり、令和17年度には年間126千 $\text{m}^3$ となり、令和6年度の124千 $\text{m}^3$ と比較して2千 $\text{m}^3$ の増加となります。



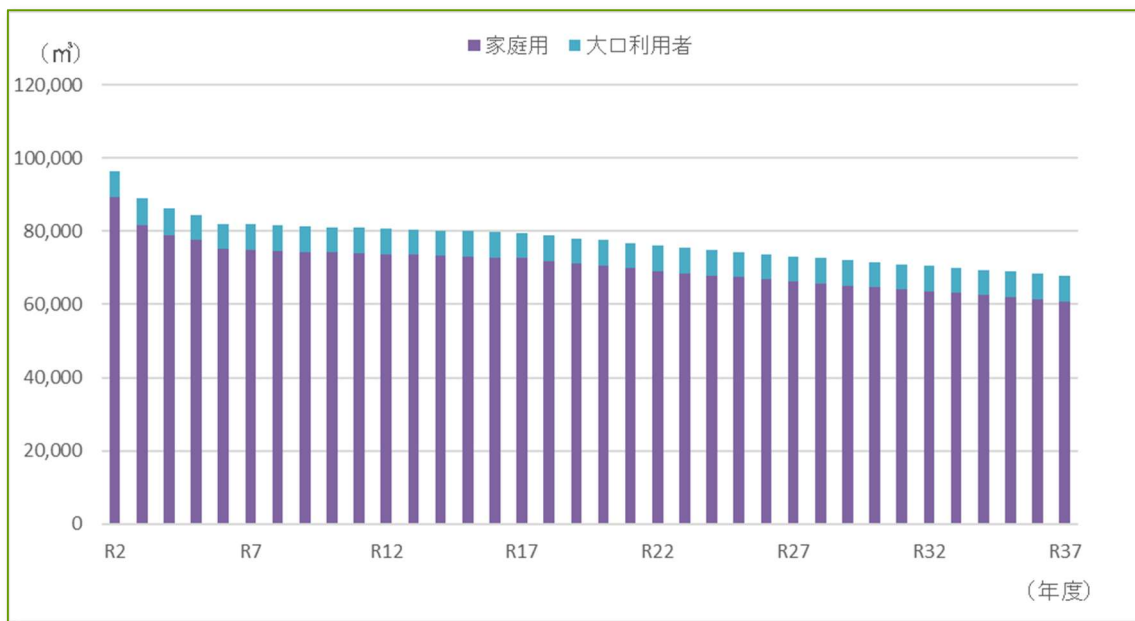
#### ○ 農業集落排水事業

家庭用の有収水量は次の算式で推計を行っています。

$$\text{処理区域内人口} \times \text{水洗化率} \times \text{1人当たり有収水量} = \text{有収水量}$$

水洗化率は、直近の水洗化率が一定で推移するものとみなして推計を行っています。1人当たり有収水量は、直近の1人当たり有収水量が一定で推移するものとみなして推計を行っています。ただし、大口利用者（事業者）の有収水量については、過去5年間の実績において強い傾向が見出されなかったことから、直近の有収水量が一定で推移するものとみなして推計を行っています。

処理区域内人口が減少傾向にあるため、家庭用の有収水量が減少する見込みであり、令和17年度には年間80千 $\text{m}^3$ となり、令和6年度の82千 $\text{m}^3$ と比較して2千 $\text{m}^3$ の減少となります。



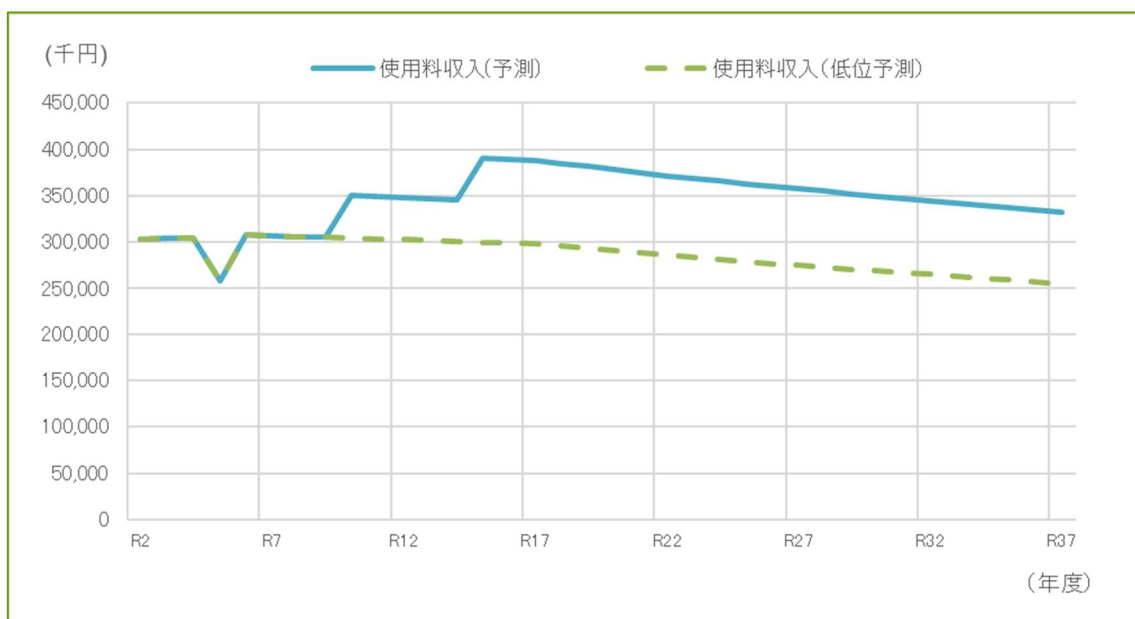
### (3) 使用料収入の見通し

使用料収入は次の算式で推計を行っています。

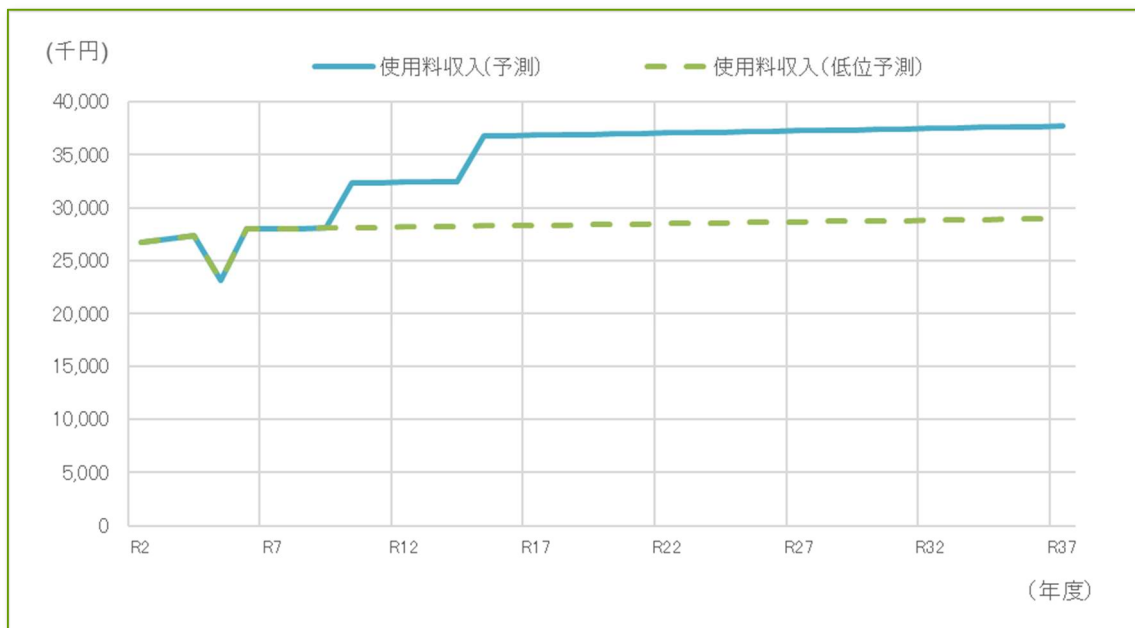
$$\text{有収水量} \times \text{使用料単価} = \text{使用料収入}$$

直近の使用料単価が一定で推移する低位予測パターン及び使用料改定を行った場合の2パターンで推計しています。

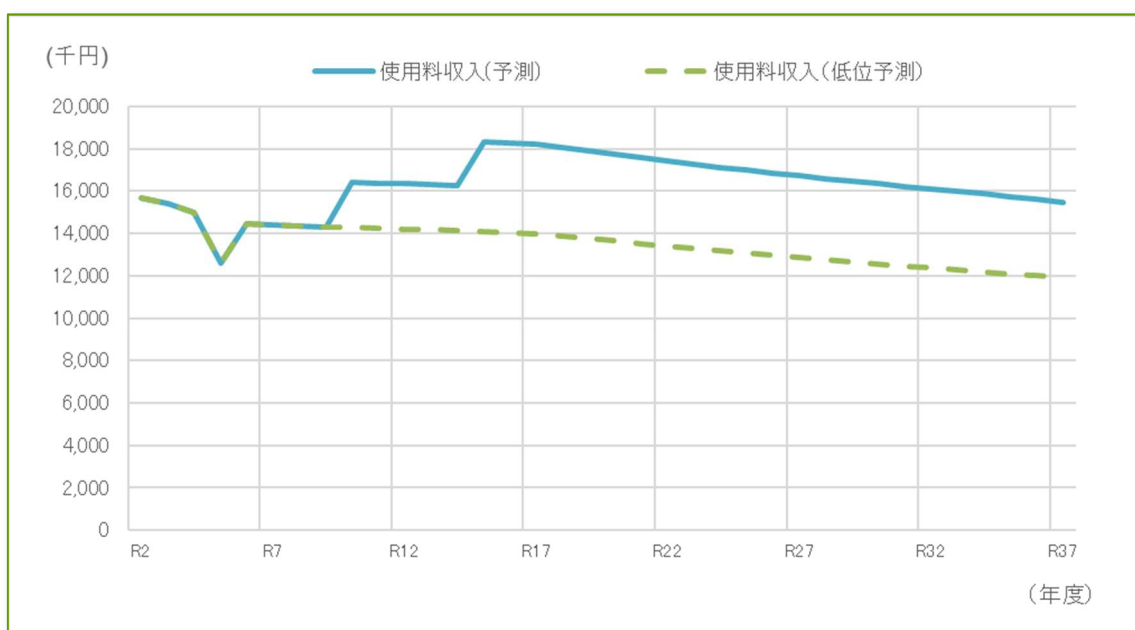
#### ○ 公共下水道事業



○ 個別排水処理事業



○ 農業集落排水事業



(4) 施設の見通し

○ 公共下水道事業

現在、幕別処理区を十勝川流域下水道に接続するため、札内処理区との統合事業を実施中です。

令和10年度に供用開始予定であり、本経営戦略の計画期間中には、連絡管渠の整備や中継ポンプ場の整備、処理場の解体などが見込まれます。

### ○ 個別排水処理事業

現在も新規設置を進めており、令和16年度までは年間15基の新規設置を想定しています。

また、供用開始から29年が経過しており、浄化槽の法定耐用年数である28年を超えた浄化槽が発生しています。

法定耐用年数と実耐用年数には乖離があるため、すぐに更新が必要とはならないことから、令和17年度以降に順次更新を開始することを想定しています。

### ○ 農業集落排水事業

施設や管渠の整備は完了していることから、今後は最適整備構想や処理場施設の定期点検結果に基づき、順次更新を行います。

なお、最適整備構想においては複数の更新等シナリオを検討し、比較を行っています。

## (5) 組織の見通し

本町の公共下水道事業、個別排水処理事業及び農業集落排水事業を担当する組織は、今後は事業規模の増加が見込まれないことから、現在の体制が継続することを見込んでいます。

## 4 経営の基本方針

公共下水道事業については、雨水排水施設を含めた下水道施設全体の適切な維持管理を図り、計画的な改築・更新を進めます。

個別排水処理事業については、生活環境の改善、河川など公共用水域の水質保全と衛生環境の向上のため、施設の計画的な整備を促進するとともに、下水道等の整備を行わない地区での合併処理浄化槽の普及を図り適正な維持管理に努め、住民が安全・安心で快適に暮らせる取組を進めます。

農業集落排水事業については、忠類地域の恵まれた自然は、人々にやすらぎとうるおいを与える地域の貴重な財産であり、次の世代に継承していくことが必要であることから、生活排水の適正処理を進め、生活環境の改善、河川など公共用水域の水質保全と衛生環境の向上のため、サービスの持続的な提供に努めます。

いずれの事業においても、効率的な下水処理のあり方についての検討や事業を推進し、経常収支の均衡を考慮し、健全な事業経営に努めます。

## 5 投資・財政計画（収支計画）

### (1) 投資・財政計画（収支計画）（38～43ページ）

### (2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

目標	公共下水道事業	下水道施設の計画的な改築更新及び下水道施設の統合に注力します。
	個別排水処理事業	計画期間内において年間15基（5人槽：5基、7人槽：7基、10人槽：3基）の整備を行い、水洗化人口の増加を目指します。
	農業集落排水事業	最適整備構想及び処理場施設の定期点検業務の結果に基づき、管渠や施設設備の更新を計画的に行い、施設の長寿命化を図ります。

#### ○ 公共下水道事業

##### ■ 取組事項

##### <管渠施設等の構築物の更新に関する事項>

供用開始後41年が経過しており、管渠施設の法定耐用年数は50年であることから、更新時期が近づいてきています。今ある資産をできるだけ長く利用できるように、計画的に修繕を行うことで、長寿命化を図ります。

##### <機械・電気設備等の機械装置の更新に関する事項>

供用開始後41年が経過しており、法定耐用年数を超過している資産が存在します。ストックマネジメント計画等に基づく計画的な更新を進めます。

##### <広域化・共同化・最適化に関する事項>

現在、札内処理区と幕別処理区の2処理区を統合する事業を進めており、令和10年度から1処理区に統合する予定です。統合によって北海道が運営する十勝川流域下水道浄化センターにおいて汚水処理を行うため、終末処理場が不要になることから、維持管理費が大幅に削減されます。

なお、統合事業に係り次の工事等を収支計画に反映させています。

ア 連絡管渠整備 (R3～R9)

イ 幕別中継ポンプ場 (R4～R9)

ウ 幕別浄化センター解体 (R11～R12)

##### <投資の平準化に関する事項>

管渠の建設・更新については、土地利用の予定に合わせて整備し、ストックマネジメント計画等により更新を進めます。

処理場の建設・更新については、将来を見据え、機器等の延命化やダウンサイジング等を考慮し計画的に事業を進めます。

<民間活用に関する事項（PPP・PFIなど）>

上下水道一体での官民連携（WPPP）の導入に向け検討を行っています。

<防災・安全対策に関する事項>

災害時の大規模停電に対応するため、非常用発電機の日常点検や附帯設備も含めた適切な施設更新を実施します。

■ 建設改良費の推計

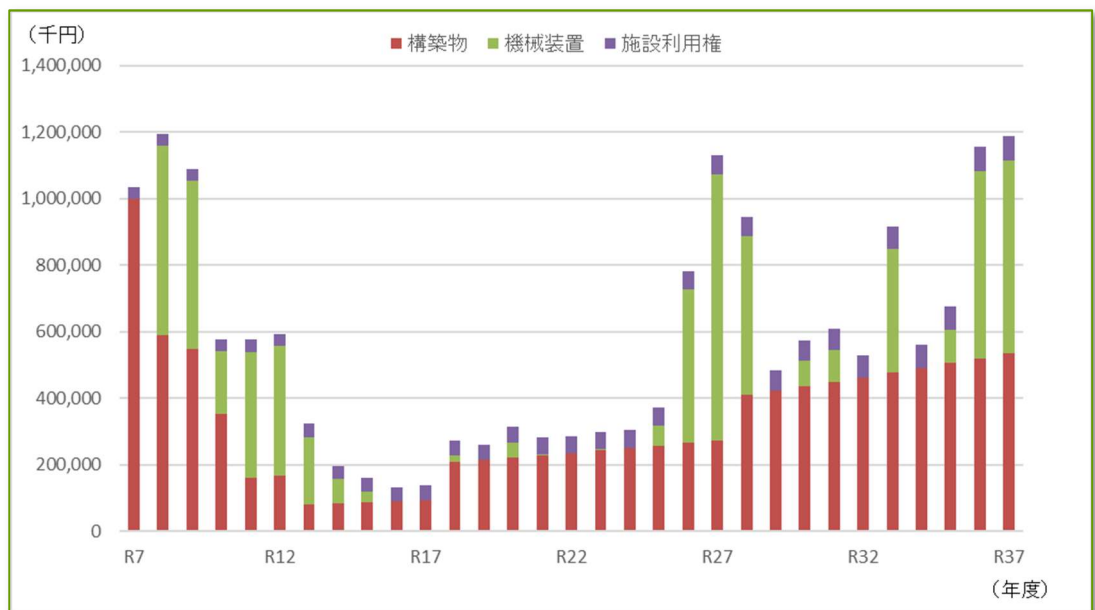
令和12年度までは主に幕別処理区統合に係る事業費を計上しています。

令和13年度以降はストックマネジメント計画等に基づき計画的な更新を進めます。

なお、整備・更新事業費の算定にあたっては、建設工事費デフレーター（※）下水道部門の平成27年から令和6年までの年平均物価上昇率（年2.77%）を反映させています。

また、事業の実施に伴う人件費1人分を計上しています。

※ 「建設工事費デフレーター」とは、国土交通省が公表している建設工事に係る費用の物価変動を測定するための指標です。



○個別排水処理事業

■ 取組事項

<合併処理浄化槽の建設・更新に関する事項>

計画期間内において年間15基の合併処理浄化槽（5人槽：5基、7人槽：7基、10人槽：3基）の整備を予定しています。

<投資の平準化に関する事項>

現在設置している浄化槽の耐用年数や老朽化の状況を踏まえ、本戦略では令和23年度から本格的に更新を進めるものとして検討を行っています。

<民間活用に関する事項（PPP・PFIなど）>

上下水道一体での官民連携（WPPP）の導入に向け検討を行っています。

## ■ 建設改良費の推計

令和16年度までは年間15基の整備を想定しています。

令和17年度以降は年間10基の整備及び更新を想定しています。

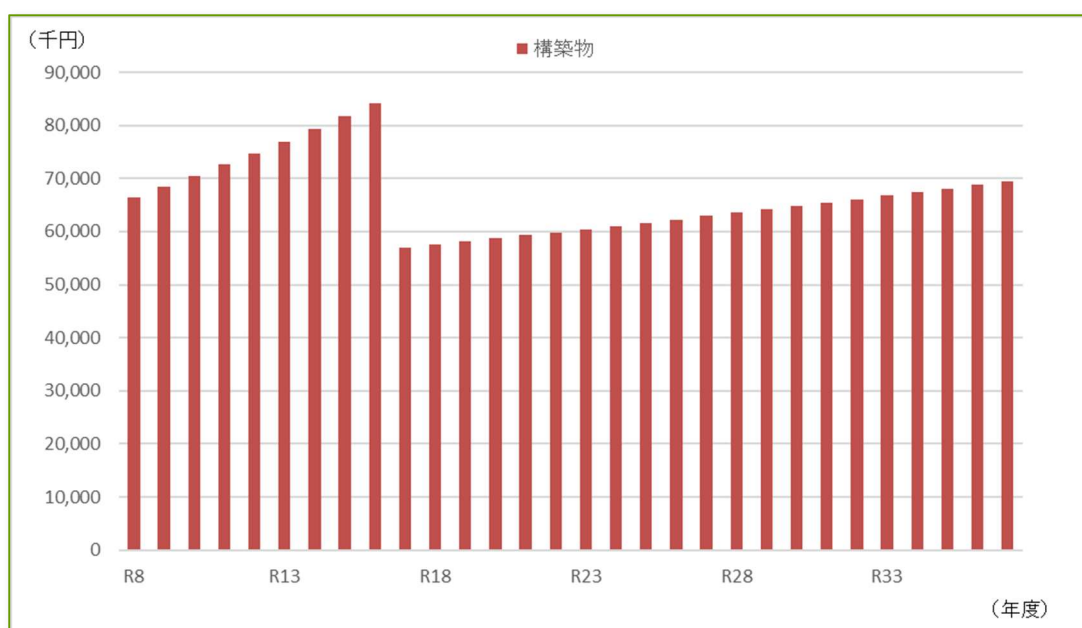
なお、整備・更新事業費の算定にあたっては、個別排水処理施設整備計画から、次のとおり物価上昇を反映させています。

◇ 令和16年度まで： 年3%

◇ 令和17年度以降： 年1%

また、事業の実施に伴う人件費1人分を計上しています。

※ 「個別排水処理施設整備計画」は、個別排水処理施設を新設、更新及び維持管理を行うに当たり毎年度更新している計画であり、この計画の中で、過去の決算額の推移から物価上昇率を算出しています。



## ○ 農業集落排水事業

### ■ 取組事項

<管渠施設等の構築物の更新に関する事項>

供用開始後26年が経過していますが、管渠施設の法定耐用年数は50年であり、いまだ更新時期が到来していません。

このことから計画的に修繕を行うことで、長寿命化を図ります。

<機械・電気設備等の機械装置の更新に関する事項>

供用開始後26年が経過しており、法定耐用年数を超過している資産が存在します。

最適整備構想等に基づく計画的な更新を行ってまいります。

<広域化・共同化・最適化に関する事項>

近接する集合処理区が無いことから、今後も単独で行います。

<投資の平準化に関する事項>

最適整備構想および処理場施設の定期点検業務の結果に基づき、更新投資

の平準化を図ります。

<民間活用に関する事項（PPP・PFIなど）>

上下水道一体での官民連携（WPPP）の導入に向け検討を行っています。

<防災・安全対策に関する事項>

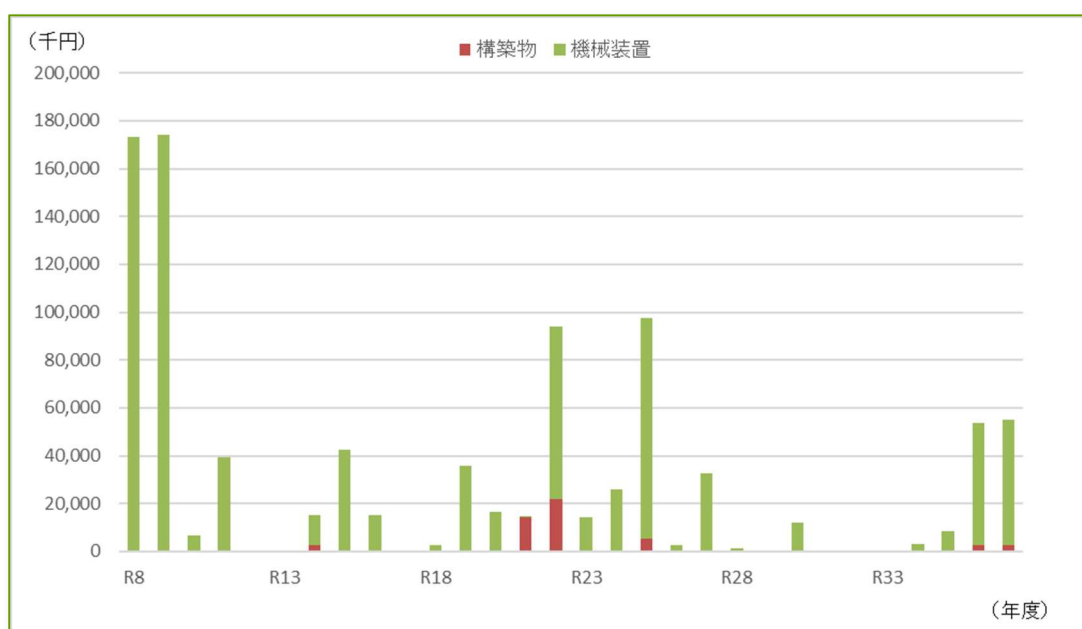
非常時にも安定して汚水処理が行えるよう自家発電機設備を新設しています。

#### ■ 建設改良費の推計

令和17年度までは主に機械・電気設備の更新に注力します。

令和36年度以降は、令和8年度から令和35年度までの間の平均事業費を推計区分ごとに算出し、毎年の更新事業費としています。

なお、整備・更新事業費の算定にあたっては、建設工事費デフレーター(国土交通省)下水道部門の平成27年から令和6年までの年平均物価上昇率(年2.77%)を反映させています。



② 収支計画のうち財源についての説明

目標	公共下水道事業	<p>経費の節減に努め、一般会計からの補助金の抑制に努めます。</p> <p>経常収支比率及び経費回収率を業績指標とし、令和6年度時点ではいずれの指標も100%以上であることから、中間年度である令和12年度及び計画最終年度である令和17年度の時点においても100%以上となることを目標とします。</p>
	個別排水処理事業	<p>経費の節減について検討し、一般会計からの補助金の抑制に努めます。</p> <p>1 経費回収率 物価上昇により今後も維持管理費が増嵩する中で経費回収率を維持できるよう、使用料改定を実施し、計画終了年度である令和17年度に、25%以上となることを目標とします。</p> <p>2 経常収支比率 計画年度末である令和17年度に100%以上となることを目標とします。</p>
	農業集落排水事業	<p>経費の節減について検討し、一般会計からの補助金の抑制に努めます。</p> <p>1 経費回収率 物価上昇により今後も維持管理費が増嵩する中で経費回収率を維持できるよう、使用料改定を実施し、計画終了年度である令和17年度に、30%以上となることを目標とします。</p> <p>2 経常収支比率 計画年度末である令和17年度に100%以上となることを目標とします。</p>

○ 公共下水道事業

■ 使用料収入に関する事項

使用料や一般会計からの補助金により、建設に伴う費用や維持管理費を賄っている状況にあります。

今後、施設設備及び管渠設備の更新に要する費用が増加することに加え、維持管理費も増加しており、長期的に安定した公共サービスとして運営していくためにも健全な経営基盤を築く必要があります。

一般会計からの基準外の補助金に頼らずに経営した場合、令和17年度までは純利益が発生かつ経営に必要な資金残高を保有できますが、令和19年度には資金不足に陥る可能性があり、健全な経営に向け事業資金の確保が必要であるこ

とから、令和10年度に現行の使用料から15%程度、令和15年度に現行の使用料から30%程度の使用料改定を見込み、当戦略に反映させています。

■ 一般会計からの負担金及び補助金に関する事項

一般会計からの負担金については、防災対策としての雨水管の維持管理費及び資本費に充当しています。

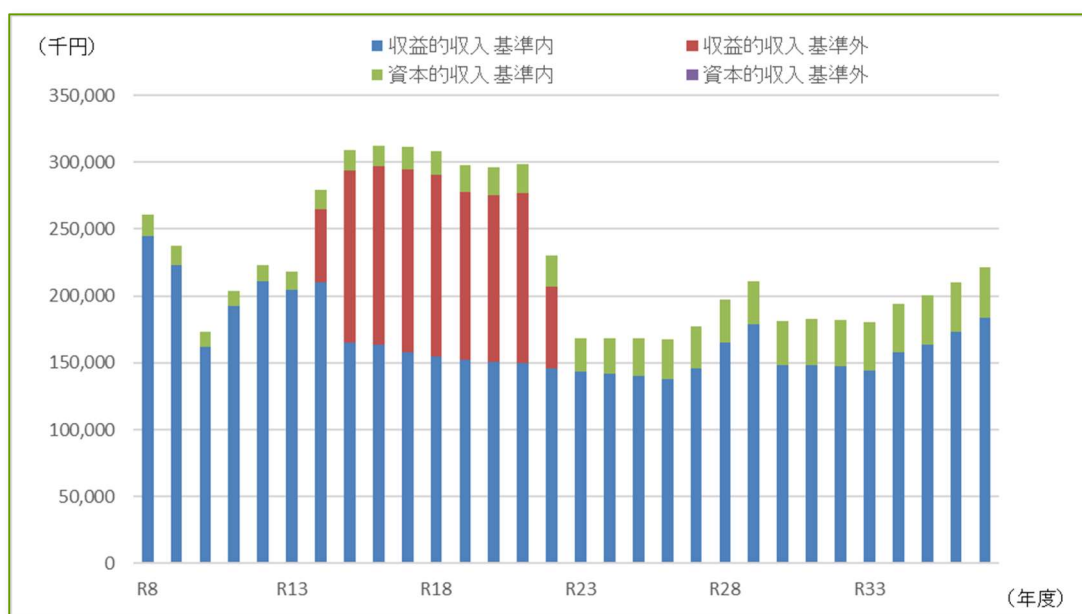
補助金については、維持管理費等に充当し、経営の安定を図ります。

<基準内>

雨水処理負担金、分流式下水道経費、流域下水道建設経費及び地方公営企業法の適用に係る補助金の金額を推計し、収支計画に反映させています。

<基準外>

損益赤字及び資金不足を解消するために必要な額を基準外の補助金として収入します。

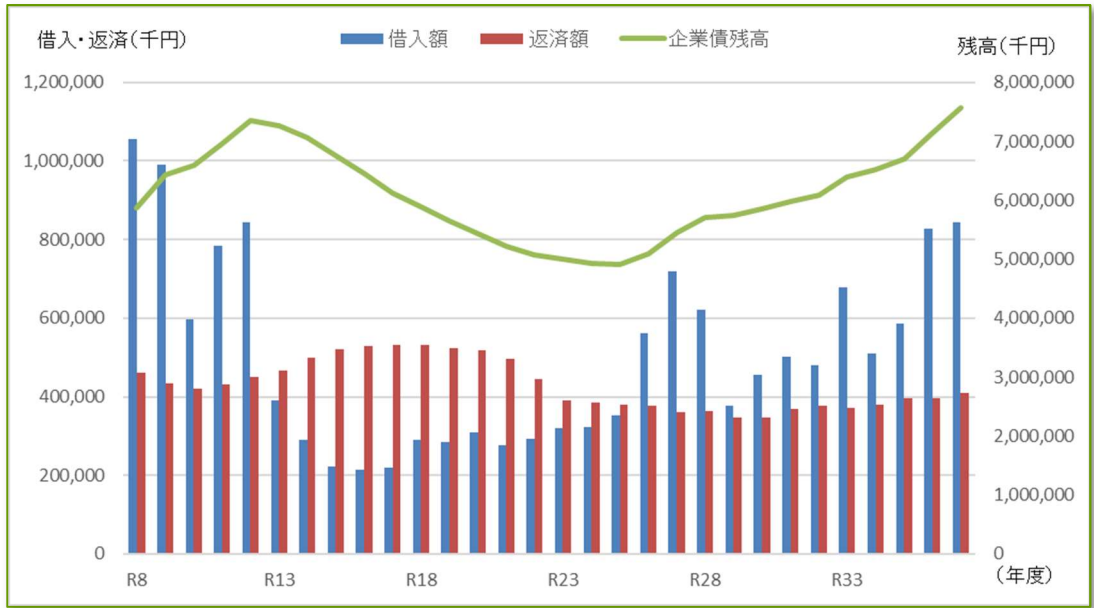


■ 企業債発行額の推計

補助金等を除いた起債対象事業費及び経費に対して100%充当することを想定していますが、将来世代に過度な負担を強いることがないよう、企業債発行額の適切な管理に努めます。

なお、資本費平準化債は借入限度額を上限として借り入れを行います。

区分	科目	償還年限 (うち元金償還据置年数)	償還方法	利率(年)
建設改良債	建物・構築物・施設利用権	30年(5年)	元利均等償還	2.10%
建設改良債	機械装置	20年(3年)	元利均等償還	1.90%
資本費平準化債	(元金分)	13年(3年)	元利均等償還	1.60%
資本費平準化債	(利子分)	10年(2年)	元金均等償還	1.30%
特別措置分	-	20年(3年)	元金均等償還	1.30%
法適用債・その他3条支出充当債	-	10年(2年)	元金均等償還	1.30%



■ 補助金に関する事項

補助対象事業については補助金を有効に活用し、企業債発行額の低減に努めます。

■ 資産の有効活用等による収入増加の取組

該当する取組事項はありません。

■ その他の財源に関する事項

該当する取組事項はありません。

■ 経費回収率向上のロードマップ

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
経営指標	① 経費回収率	102.4%	→					100.0%	→					100.0%
	② 経常収支比率	110.5%	→					100.0%	→					100.0%
取組項目	① 経営戦略の改定		●					●					●	
	② 使用料の改定					●					●			
	② 幕別処理区の流域下水道への接続	→				●								
	③ スtockマネジメント計画策定					●					●			
	④ 計画的な更新・維持管理事業	→												

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
使用料収入	306,167	305,301	350,115	349,118	348,137	347,140	346,144	390,183	389,057	387,947
汚水処理費 (公費控除後)	306,167	305,301	350,115	349,118	348,137	347,140	346,144	390,183	389,057	387,947
職員給与費	6,888	7,020	7,153	7,290	7,429	7,570	7,715	7,861	8,012	8,164
動力費	20,534	20,682	11,444	11,500	11,556	11,612	11,668	11,724	11,780	11,837
修繕費	4,844	4,892	4,779	4,827	4,875	4,924	4,974	5,023	5,073	5,125
委託料	194,255	122,425	43,636	24,527	24,772	25,020	25,270	25,523	25,777	26,036
流域下水道管理運営費負担金	61,893	62,333	77,256	77,811	78,373	78,935	79,500	80,072	80,644	81,223
その他経費	33,085	33,413	31,592	31,905	32,221	32,541	32,864	33,190	33,520	33,852
減価償却費	397,768	392,689	460,079	471,650	488,622	503,416	507,904	509,626	508,813	504,257
長期前受金戻入	△ 201,220	△ 197,083	△ 209,959	△ 214,090	△ 223,141	△ 230,425	△ 232,411	△ 234,360	△ 234,698	△ 234,154
企業債利息	67,704	81,732	95,389	101,661	109,338	117,730	118,561	117,002	113,604	109,813
その他営業外費用	5,308	48	1,022	24,494	24,738	56	46	34	17	13
公費負担等※	△ 284,892	△ 222,850	△ 172,276	△ 192,457	△ 210,646	△ 204,239	△ 209,947	△ 165,512	△ 163,485	△ 158,219

公費負担等※: 繰出基準内の繰入金や収益的支出に充てる国庫補助金等の外部資金

○ 個別排水処理事業

■ 使用料収入に関する事項

使用料や一般会計からの補助金により、建設に伴う費用や維持管理費を賄っている状況にあります。

今後、設置基数の増加により使用料収入の増加が見込まれますが、建設に伴う費用や維持管理費も増加しており、長期的に安定した公共サービスとして運営していくためにも健全な経営基盤を築く必要があります。

一般会計からの基準内の補助金充当分を除いた維持管理費は、原則として使用者負担となり、使用料改定を行った場合、100%を超える改定率となることから、激変緩和措置を講じつつ、最終的には使用者に応分負担を求めることを想定し、令和10年度に現行の使用料から15%程度、令和15年度に現行の使用料から30%程度の使用料改定を見込み、当戦略に反映させています。

実際の使用料改定に当たっては、詳細に検証を進め、住民負担と町負担の適正なバランスのもと改定を行います。

■ 一般会計からの補助金に関する事項

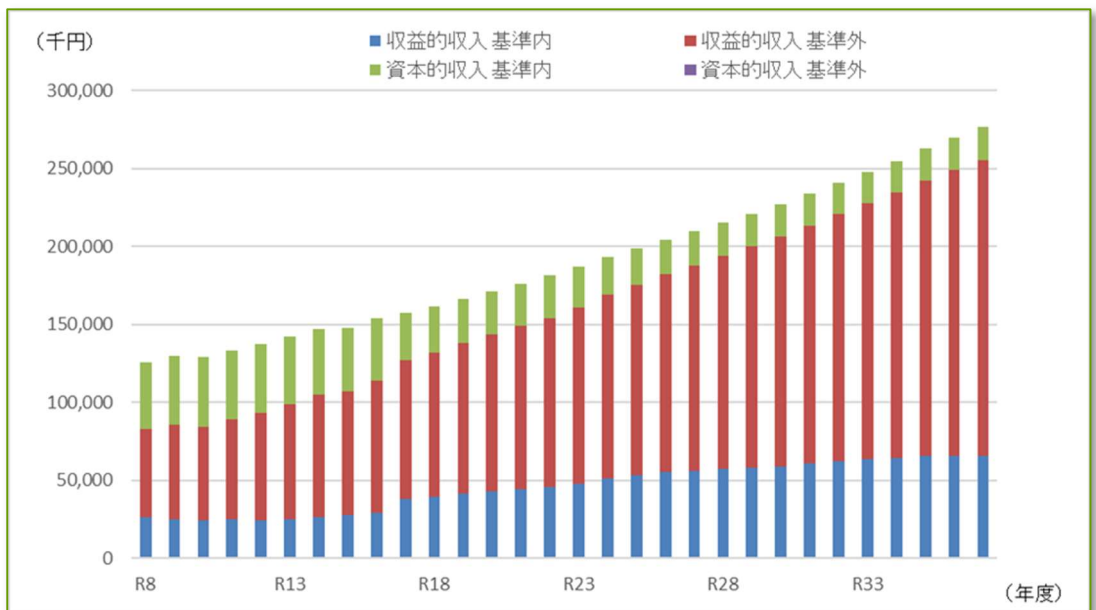
一般会計からの補助金については、企業債元金償還金や維持管理費等に充当し、経営の安定を図ります。

<基準内>

分流式下水道経費、企業債（臨時措置）に係る補助金、地方公営企業法の適用に係る補助金及び個別排水処理事業に要する経費に係る補助金の金額を推計し、収支計画に反映させています。

<基準外>

損益赤字及び資金不足を解消するために必要な額を基準外の補助金として収入します。



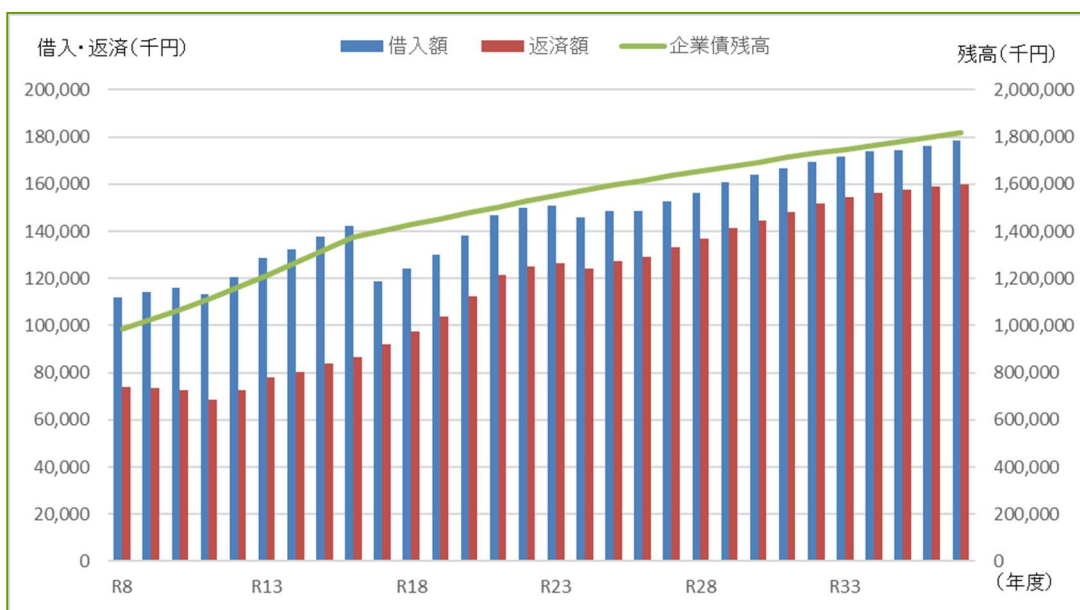
■ 企業債発行額の推計

受益者分担金等を除いた起債対象事業費に対して100%充当することを想定

していますが、将来世代に過度な負担を強いることがないように、企業債発行額の適切な管理に努めます。

なお、資本費平準化債は借入限度額を上限として借り入れを行います。

区分	科目	償還年限 (うち元金償還据置年数)	償還方法	利率(年)
建設改良債	構築物	25年(5年)	元利均等償還	1.90%
法適用債	-	10年(2年)	元金均等償還	1.30%
資本費平準化債	-	13年(3年)	元利均等償還	1.60%



- 資産の有効活用等による収入増加の取組  
該当する取組事項はありません。
- その他の財源に関する事項  
該当する取組事項はありません。
- 経費回収率向上のロードマップ

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
経営指標	① 経費回収率	19.9%	→					23.0%	→					25.0%
	② 経常収支比率	111.1%	→					100.0%	→					100.0%
取組項目	① 経営戦略の改定		●					●					●	
	② 使用料の改定					●					●			
	③ 新規設置	→												
	④ 計画的な更新事業													→

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
使用料収入	28,064	28,097	36,568	36,610	36,652	36,694	36,736	45,266	45,318	45,370
汚水処理費 (公費控除後)	87,436	91,227	95,146	99,205	103,513	107,961	112,596	117,413	122,544	126,026
職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動力費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修繕費	3,496	3,531	3,566	3,601	3,638	3,674	3,711	3,748	3,785	3,823
委託料	53,277	55,837	58,503	61,278	64,167	67,175	70,305	73,562	76,951	79,260
その他経費	23,446	24,567	25,736	26,952	28,218	29,537	30,910	32,338	33,825	34,835
減価償却費	70,169	67,924	65,751	63,803	61,369	59,379	57,464	55,949	54,380	53,149
長期前受金戻入	△ 57,283	△ 57,422	△ 56,594	△ 54,941	△ 53,943	△ 52,599	△ 50,343	△ 48,803	△ 46,578	△ 37,150
企業債利息	12,751	12,551	12,402	12,333	12,373	12,480	12,630	12,872	13,162	13,555
その他営業外費用	8,049	8,169	8,287	8,389	8,505	8,588	8,670	8,709	8,750	8,824
公費負担等※	△ 26,469	△ 23,930	△ 22,505	△ 22,210	△ 20,814	△ 20,273	△ 20,751	△ 20,962	△ 21,731	△ 30,270

公費負担等※：繰出基準内の繰入金や収益的支出に充てる国庫補助金等の外部資金

## ○ 農業集落排水事業

### ■ 使用料収入に関する事項

使用料や一般会計からの補助金により、建設に伴う費用や維持管理費を賄っている状況にあります。

今後、施設設備及び管渠設備の更新に要する費用が増加することに加え、維持管理費も増加しており、長期的に安定した公共サービスとして運営していくためにも健全な経営基盤を築く必要があります。

一般会計からの基準外の補助金に頼らず経営するために使用料改定を行った場合、100%を超える改定率となりますが、どちらも終末処理を要する汚水処理施設でありながら、公共下水道地区と農業集落排水地区の使用料に大きな乖離が生じることから、負担水準の均衡を図るため、下水道事業と同じ令和10年度に現行の使用料から15%程度、令和15年度に現行の使用料から30%程度の使用料改定を見込み、15%から30%の使用料改定を想定し、当戦略に反映させています。

実際の使用料改定に当たっては、詳細に検証を進め、住民負担と町負担の適正なバランスのもと改定を行います。

### ■ 一般会計からの補助金に関する事項

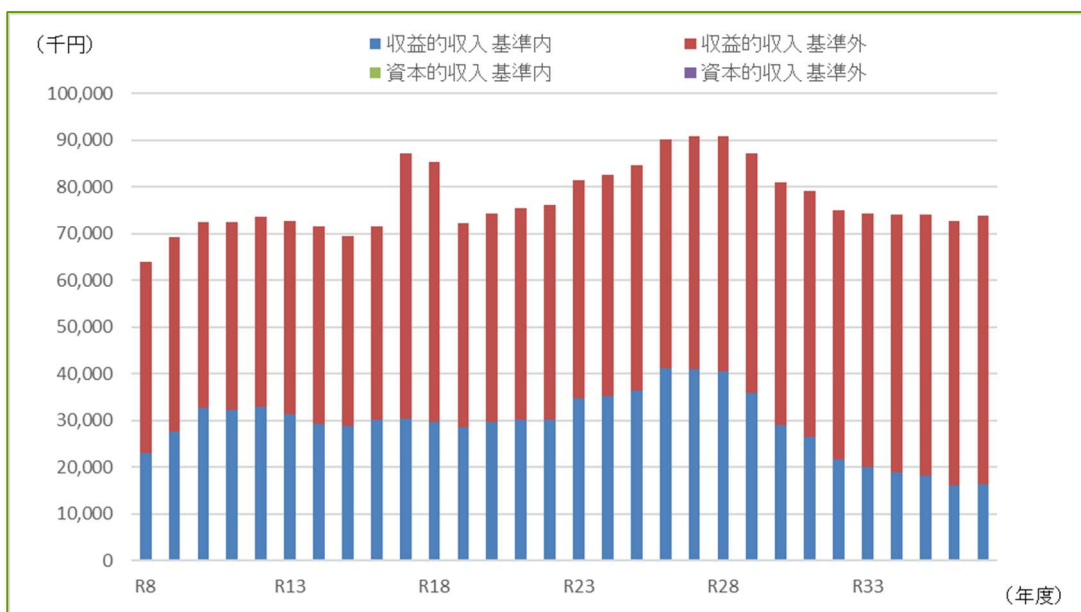
一般会計からの補助金については、維持管理費等に充当し、経営の安定を図ります。

#### <基準内>

分流式下水道経費、高資本費対策経費に係る補助金及び地方公営企業法の適用に係る補助金の金額を推計し、収支計画に反映させています。

#### <基準外>

損益赤字及び資金不足を解消するために必要な額を基準外の補助金として収入します。



■ 企業債発行額の推計

補助金等を除いた起債対象事業費及び経費に対して100%充当することを想定していますが、将来世代に過度な負担を強いることがないように、企業債発行額の適切な管理に努めます。

なお、資本費平準化債の借り入れは見込んでいません。

区分	科目	償還年限 (うち元金償還据置年数)	償還方法	利率(年)
建設改良債	構築物	30年(5年)	元利均等償還	2.10%
建設改良債	機械装置	10年(2年)	元利均等償還	1.40%
法適用債	-	10年(2年)	元金均等償還	1.30%



■ 補助金に関する事項

補助対象事業については補助金を有効に活用し、企業債発行額の低減に努め

ます。

- 資産の有効活用等による収入増加の取組  
該当する取組事項はありません。
- その他の財源に関する事項  
該当する取組事項はありません。
- 経費回収率向上のロードマップ

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17		
経営指標	① 経費回収率	28.2%	→						28.5%	→					30.0%
	② 経常収支比率	97.0%	→						100.0%	→					100.0%
取組項目	① 経営戦略の改定		●					●					●		
	② 使用料の改定					●					●				
	③ 計画的な更新事業	→													
	④ 広報活動	→													

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
使用料収入	14,369	14,324	16,438	16,386	16,351	16,299	16,247	18,308	18,268	18,209
汚水処理費 (公費控除後)	55,304	55,807	56,089	56,580	57,154	57,755	58,424	58,887	59,677	61,631
職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動力費	6,801	6,847	6,902	6,949	7,004	7,051	7,100	7,148	7,204	7,253
修繕費	1,840	1,858	1,877	1,895	1,914	1,933	1,953	1,972	1,992	2,012
委託料	40,199	40,601	41,007	41,417	41,831	42,250	42,672	43,099	43,530	43,965
その他経費	2,361	2,385	2,409	2,433	2,457	2,482	2,507	2,532	2,557	2,583
減価償却費	58,010	65,099	72,175	71,539	71,660	70,206	68,467	68,231	69,678	70,176
長期前受金戻入	△ 37,635	△ 41,092	△ 44,303	△ 44,120	△ 43,820	△ 43,528	△ 43,175	△ 43,017	△ 42,881	△ 42,806
企業債利息	2,229	3,214	4,363	4,229	4,470	4,006	3,530	3,205	3,246	2,899
その他営業外費用	4,495	4,555	4,402	4,463	4,525	4,588	4,651	4,504	4,569	5,956
公費負担等※	△ 22,996	△ 27,660	△ 32,743	△ 32,225	△ 32,887	△ 31,233	△ 29,281	△ 28,787	△ 30,218	△ 30,407

公費負担等※: 繰出基準内の繰入金や収益的支出に充てる国庫補助金等の外部資金

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 民間活用（民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）の実施に関する事項  
上下水道一体での官民連携（WPPP）の導入に向け検討を行っています。
- 職員給与費、動力費、薬品費、修繕費、委託費に関する事項

<職員給与費>

推計にあたっては、直近の決算額に対し行政職職員の平均年間給与の増減率（令和4年度から6年度）を乗じています。

なお、個別排水処理事業及び農業集落排水事業は、収益的支出には職員給与費を計上していません。

<動力費・薬品費>

内閣府「中長期の経済財政に関する試算」の過去投影ケースにおける消費者物価上昇率が将来にわたって継続することを想定し、直近の決算額に対し消費者物価上昇率を乗じています。また、有収水量の増減を考慮しています。

なお、個別排水処理事業は、動力費は使用者負担であり、また、薬品費に該当はありません。

<修繕費>

内閣府「中長期の経済財政に関する試算」の過去投影ケースにおける消費者物価上昇率が将来にわたって継続することを想定し、直近の決算額に対し消費者物価上昇率を乗じています。また、公共下水道事業は、幕別処理区統合に伴

う処理場に係る経費の減を考慮しています。

計画的な修繕により、施設の長寿命化を図り、経費の抑制削減を目指します。

#### <委託費>

公共下水道事業及び農業集落排水事業は、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」の過去投影ケースにおける消費者物価上昇率が将来にわたって継続することを想定し、直近の決算額に対し消費者物価上昇率を乗じています。また、公共下水道事業は、幕別処理区統合に伴う処理場に係る経費の減を考慮しています。

個別排水処理事業は、維持管理に要する経費として、排水処理施設保守管理委託料、排水処理施設清掃業務委託料等を計上しています。これらの経費については、を基にした物価上昇率（年3%）を算出の上、将来にわたって継続することを想定し、直近の決算額に対し物価上昇率を乗じています。

#### ■ その他の投資以外の経費に関する事項

公共下水道事業及び農業集落排水事業は、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」の過去投影ケースにおける消費者物価上昇率が将来にわたって継続することを想定し、直近の決算額に対し消費者物価上昇率を乗じています。また、公共下水道事業は、幕別処理区統合に伴う処理場に係る経費の減を考慮しています。

個別排水処理事業は、維持管理に要する経費として、汚泥汲取手数料、排水処理施設検査手数料等を計上しています。これらの経費については、個別排水処理施設整備計画を基にした物価上昇率（年3%）を算出の上、将来にわたって継続することを想定し、直近の決算額に対し物価上昇率を乗じています。

### (3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

#### ① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広域化・共同化・最適化に関する事項	公共下水道事業は、幕別処理区を十勝川流域下水道に接続するため、札内処理区との統合事業統合事業を実施中です。農業集落排水事業は、近接する集合処理区が無いことから、今後も単独で行います。
投資の平準化に関する事項	個別排水処理事業は、現在設置されている合併処理浄化槽の状態を把握し、老朽化対策及び更新計画を策定することを検討しています。
民間の資金・ノウハウ等の活用（PPP/PFI等の導入等）	上下水道一体での官民連携（WPPP）の導入に向け検討を行っていますが、具体的な業務内容等は未決定であることから、本計画には反映していません。
その他の取組	該当する取組事項はありません。

② 財源についての検討状況等

<p>使用料の見直しに関する事項</p>	<p>公共下水道事業について、本戦略改定時点では使用料改定の必要性は認められませんでした。日本経済財政等の外部環境や「全道みな下水道構想」等の上位計画、町内の状況変化等に合わせて、経営戦略を適宜見直し、使用料水準が適当なものであるか検証を行います。</p> <p>個別排水処理事業及び農業集落排水事業については、既存処理施設の維持管理や改築更新にあたり、適正な財政計画が必要となるため、決算状況を活用し、使用料水準及び収支に関する見直しを行います。</p> <p>いずれの事業も、今後も3～5年に1度を目安に、使用料改定の必要があるか検討を行います。</p>
<p>資産活用による収入増加の取組について</p>	<p>該当する取組事項はありません。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>該当する取組事項はありません。</p>

**6 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項**

経営戦略は策定して終わりではなく、PDCAサイクル（計画PLAN－実行DO－検証CHECK－改善－ACTION）により、継続的な進捗管理を行い、常に経営改善や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

また、計画のローリング（定期的な見直し）については、少なくとも5年おきに経営実態やその時点における経営環境に照らし合わせて、投資・財政計画の見直しを行っていきます。さらに、適宜経営戦略における目標や施策、計画数値、実施体制等についての変更も検討していきます。

# 経営比較分析表（令和6年度決算）

北海道 幕別町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cc1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり要廃料金(円)
-	50.59	83.74	88.25	3,220

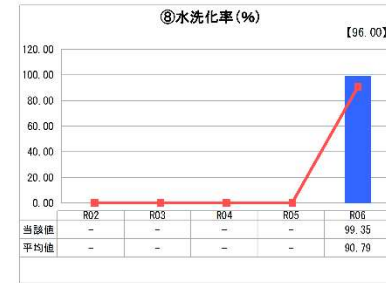
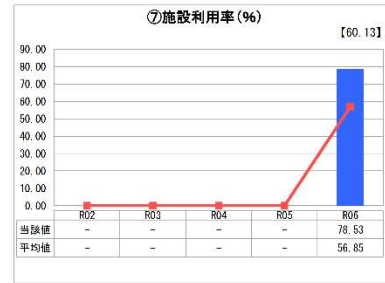
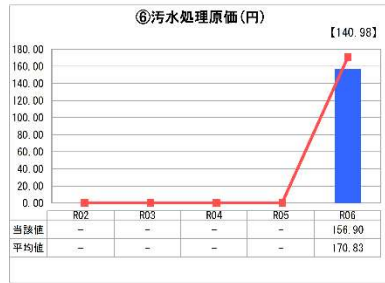
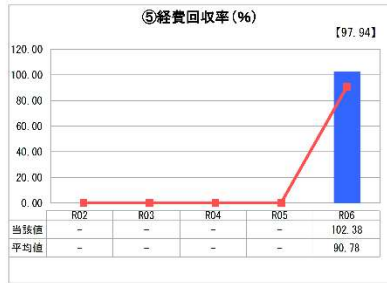
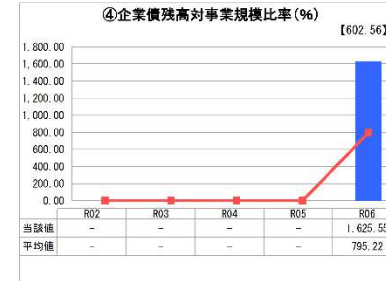
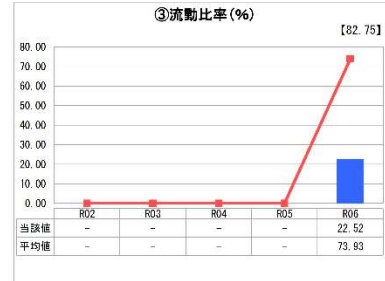
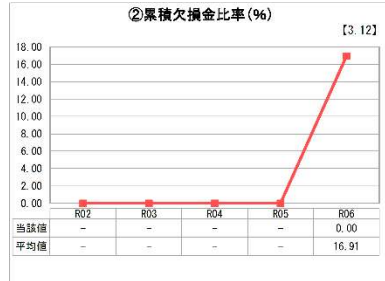
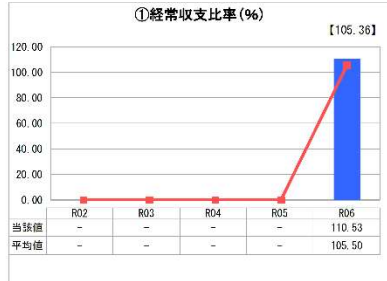
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
25,269	477.64	52.90
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
21,004	6.64	3,163.25

**グラフ凡例**

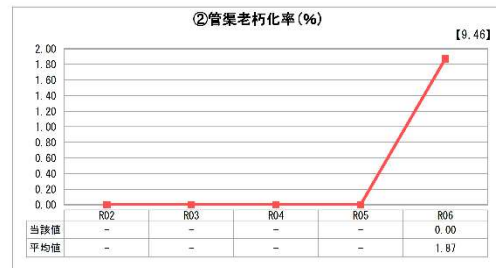
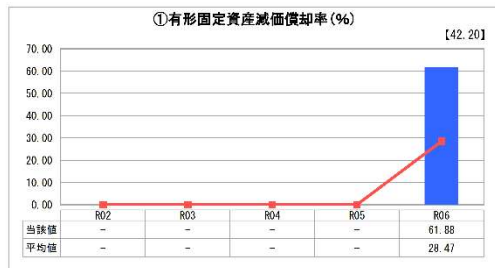
- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)

**【】 令和6年度全国平均**

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

令和6年度から公共下水道特別会計、個別排水処理特別会計及び農業集落排水特別会計に地方公営企業法を適用し、下水道事業会計として統合のうえ財務諸表等を作成している。

経常収支比率及び経費回収率ともに指標が100%以上であることから、公費負担除いた汚水処理費を使用料で賄っており、健全な経営状況にあるといえる。

一方、企業債残高対事業規模比率については、類似団体と比較して2倍以上の高い規模となっており、使用料収入に対する過去の建設改良費等による残債が大きな要因となっている。

そのため、現状においては、過大な投資とならないよう適切な規模の建設改良を行うとともに、管渠の老朽化を踏まえた今後の更新に向け、経費回収率が100%を超えるよう、適切な維持管理と料金収入の確保が求められる。

### 2. 老朽化の状況について

法定耐用年数を超過した管渠がないことから、管渠老朽化比率は0%となっており、本年度に更新した管渠はない。

一方で、有形固定資産減価償却率は類似団体と比較して2倍以上高い規模となっている。今後、一斉に法定耐用年数に達する管渠が発生する見込みである。

下水道施設を計画的かつ効率的に管理するため、ストックマネジメント計画に基づき、更新を実施していく。

### 全体総括

人口減少に伴う使用料収入の減少や将来的な更新需要の増大を見据え、持続可能な経営を確保するため、スケールメリットを活かした下水道処理区統合を進めており、現状においては、過大な投資とならないよう適切な規模の建設改良や維持管理を進めていく必要がある。

また、令和6年度から公営企業法を適用し、資産情報を踏まえた経営戦略の改定の中で、今後の投資を検討するとともに安定した使用料収入の確保が求められる。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

# 経営比較分析表（令和6年度決算）

北海道 幕別町

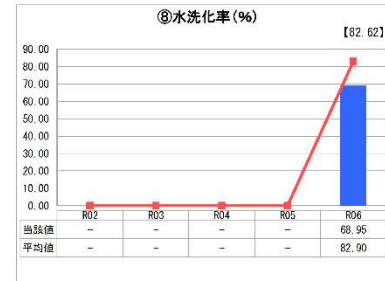
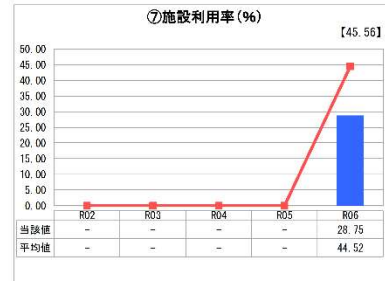
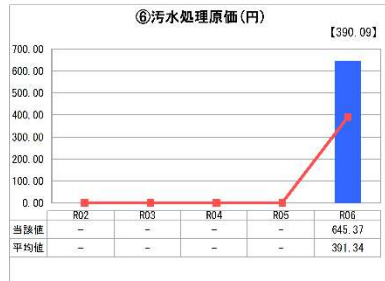
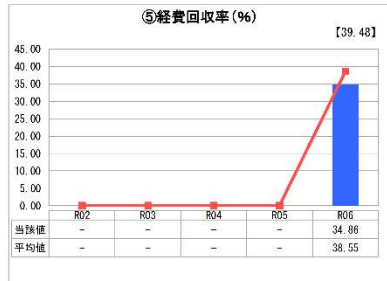
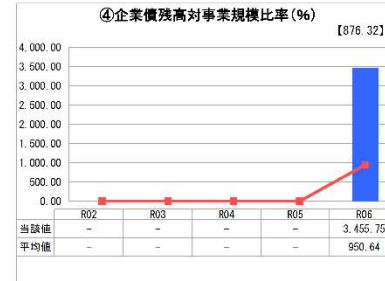
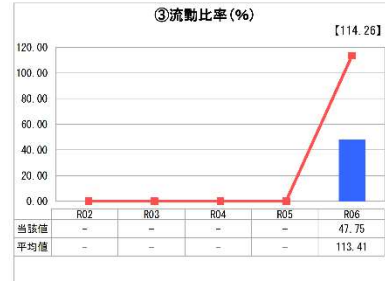
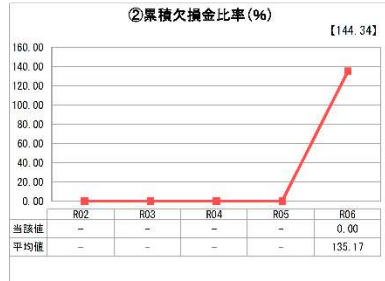
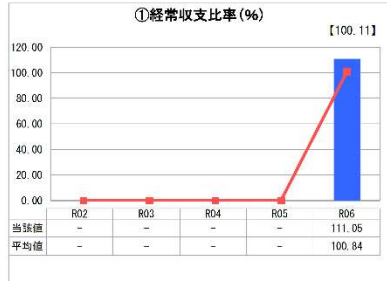
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	個別排水処理	L2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり変廃料金(円)
-	0.33	12.60	100.00	2,600

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
25,269	477.64	52.90
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
3,159	468.49	6.74

**グラフ凡例**

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和6年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

令和6年度から公共下水道特別会計、個別排水処理特別会計及び農業集落排水特別会計に地方公営企業法を適用し、下水道事業会計として統合のうえ財務諸表等を作成している。

経常収支比率は100%以上であるが、経費回収率が約30%となっており、事業運営における資金不足を一般会計からの基準外の繰入金によって補填する状況となっている。

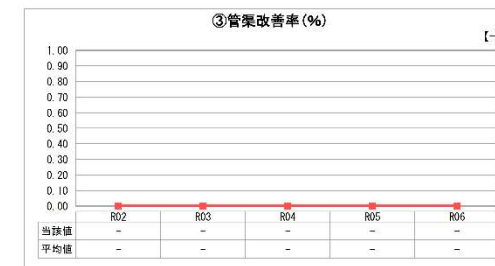
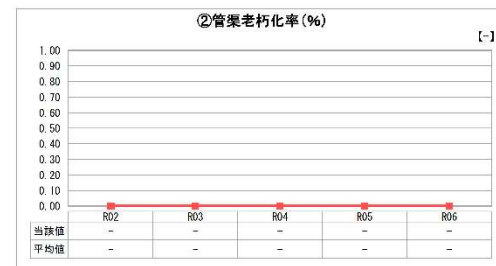
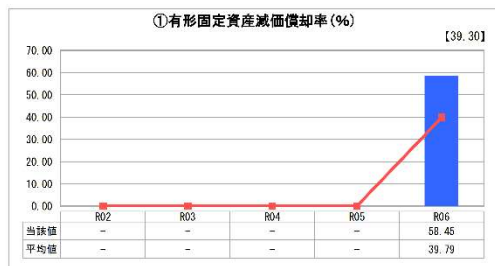
また、企業債残高対事業規模比率についても、類似団体と比較して4倍近く高い規模となっており、使用料収入に対する過去の建設改良費等による残債が大きな要因となっている。

そのため、現状においては、過大な投資とならないよう適切な規模の建設改良を行うとともに、設備の老朽化を踏まえた今後の更新に向け、料金改定により適切な使用料収入の確保が求められる。

### 2. 老朽化の状況について

平成8年度の事業開始から25年以上経過しているため、今後、浄化槽本体の更新及び附属設備などの維持管理費や修繕費の増加が見込まれるため、経費回収率の改善に向けて検討していく必要がある。

## 2. 老朽化の状況



## 全体総括

現状、使用料収入のみで事業を継続することは難しく、今後も一般会計からの基準外の繰入金に依存する状況は続くことが想定されるため、現状においては、過大な投資とならないよう適切な規模の建設改良や維持管理を進めていく必要がある。

また、令和6年度から公営企業法を適用し、資産情報を踏まえた経営戦略の改定の中で、今後の投資を検討するとともに安定した使用料収入の確保が求められる。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

# 経営比較分析表（令和6年度決算）

北海道 幕別町

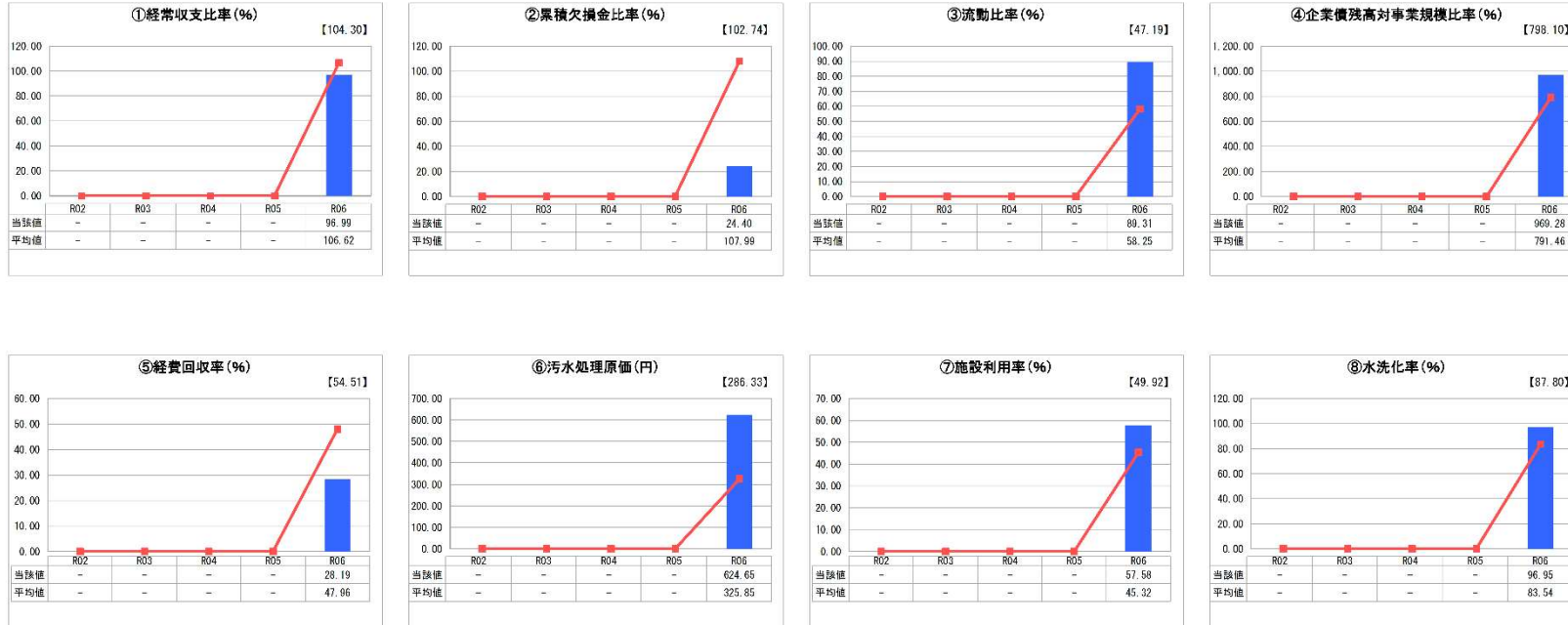
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>2</sup> 当たり家賃料金(円)
-	85.79	3.66	87.88	3,220

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
25,269	477.64	52.90
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
918	1.11	827.03

**グラフ凡例**

- 当該団体の値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 令和6年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 分析欄

**1. 経営の健全性・効率性について**

令和6年度から公共下水道特別会計、個別排水処理特別会計及び農業集落排水特別会計に地方公営企業法を適用し、下水道事業会計として統合のうえ財務諸表等を作成している。

経常収支比率及び経費回収率ともに100%を下回っており、事業運営における資金不足を一般会計からの基準外の繰入金によって補填する状況となっている。

また、企業債残高対事業規模比率についても、類似団体と比較して高い規模となっており、使用料収入に対する過去の建設改良費等による残債が大きくなっている。

そのため、現時点においては規模に応じた適切な建設改良を行っているが、今後、機械設備等の更新や修繕が必要であることから、国の補助事業を活用し、過大な投資とならないよう適切な規模の建設改良を行う。

## 2. 老朽化の状況について

管渠については、平成6年度からの整備であるため、更新時期を迎えていないが、施設については、機械・電気設備の修繕や更新が必要となることから、農山漁村地域整備交付金を活用し、非常用発電施設(停電時に水処理機能を継続するための自家発電機)の整備など施設の最速整備構想に基づいた基盤整備を進める。

## 2. 老朽化の状況



**全体総括**

現状、料金収入のみで事業を継続することは難しく、今後も一般会計からの基準外の繰入金に依存する状況は続くことが想定されるため、現状においては、過大な投資とならないよう適切な規模の建設改良や維持管理を進めていく必要がある。

また、令和6年度から公営企業法を適用し、資産情報を踏まえた経営戦略の改定の中で、今後の投資を検討するとともに安定した使用料収入の確保が求められる。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみを類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

公共下水道事業 投資・財政計画（収支計画）

【単位：千円、税抜】

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		(決算)	(決算見込)										
区 分	1. 営業収益 (A)	388,425	378,555	366,215	364,478	408,529	407,174	412,002	417,877	423,758	470,875	470,973	470,519
	(1) 使用料収入	307,887	307,020	306,167	305,301	350,115	349,118	348,137	347,140	346,144	390,183	389,057	387,947
	(2) 受託工事収益 (B)												
	(3) その他	80,538	71,535	60,048	59,177	58,414	58,056	63,865	70,737	77,614	80,692	81,916	82,572
	2. 営業外収益	387,757	491,597	426,339	361,031	324,096	348,766	370,197	364,202	419,959	447,721	449,669	446,484
	(1) 補助金	197,909	263,824	224,844	163,673	113,862	134,401	146,781	133,502	187,273	213,086	214,696	212,055
	他会計補助金	192,794	243,232	184,671	163,673	103,218	134,401	146,781	133,502	187,273	213,086	214,696	212,055
	その他補助金	5,115	20,592	40,173		10,644							
	(2) 長期前受金戻入	189,573	227,498	201,220	197,083	209,959	214,090	223,141	230,425	232,411	234,360	234,698	234,154
	(3) その他	275	275	275	275	275	275	275	275	275	275	275	275
	収入計 (C)	776,182	870,152	792,554	725,509	732,625	755,940	782,199	782,079	843,717	918,596	920,642	917,003
	1. 営業費用	641,230	665,654	719,267	643,454	635,939	629,510	647,848	664,018	669,895	673,019	673,619	670,494
	(1) 職員給与費	6,634	6,761	6,888	7,020	7,153	7,290	7,429	7,570	7,715	7,861	8,012	8,164
	基本給	2,812	2,866	2,920	2,976	3,032	3,090	3,149	3,209	3,270	3,332	3,396	3,460
	退職給付費												
	その他	3,822	3,895	3,968	4,044	4,121	4,200	4,280	4,361	4,445	4,529	4,616	4,704
	(2) 経費	231,962	256,015	314,611	243,745	168,707	150,570	151,797	153,032	154,276	155,532	156,794	158,073
	動力費	19,787	20,206	20,534	20,682	11,444	11,500	11,556	11,612	11,668	11,724	11,780	11,837
	修繕費	4,642	4,753	4,844	4,892	4,779	4,827	4,875	4,924	4,974	5,023	5,073	5,125
	材料費												
その他	207,533	231,056	289,233	218,171	152,484	134,243	135,366	136,496	137,634	138,785	139,941	141,111	
(3) 減価償却費	402,634	402,878	397,768	392,689	460,079	471,650	488,622	503,416	507,904	509,626	508,813	504,257	
2. 営業外費用	60,986	68,301	73,012	81,780	96,411	126,155	134,076	117,786	118,607	117,036	113,621	109,826	
(1) 支払利息	57,021	58,264	67,704	81,732	95,389	101,661	109,338	117,730	118,561	117,002	113,604	109,813	
(2) その他	3,965	10,037	5,308	48	1,022	24,494	24,738	56	46	34	17	13	
支出計 (D)	702,216	733,955	792,279	725,234	732,350	755,665	781,924	781,804	788,502	790,055	787,240	780,320	
経常損益 (C)-(D) (E)	73,966	136,197	275	275	275	275	275	275	55,215	128,541	133,402	136,683	
特別利益 (F)	4,681		17,739		51,242	268,769	271,456						
特別損失 (G)	4,628		32,252		108,745	488,670	493,557						
特別損益 (F)-(G) (H)	53		△ 14,513		△ 57,503	△ 219,901	△ 222,101						
当年度純利益（又は純損失）(E)+(H)	74,019	136,197	△ 14,238	275	△ 57,228	△ 219,626	△ 221,826	275	55,215	128,541	133,402	136,683	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	74,019	210,216	195,978	196,253	139,025	△ 80,601	△ 302,427	△ 302,152	△ 246,937	△ 118,396	15,006	151,689	
流動資産 (J)	113,614	207,151	316,429	408,751	468,593	559,196	650,894	670,585	670,585	670,585	670,585	670,585	
うち未収金	67,034	67,034	67,034	67,034	67,034	67,034	67,034	67,034	67,034	67,034	67,034	67,034	
流動負債 (K)	504,504	479,816	452,976	440,359	451,448	469,781	487,170	518,839	541,061	549,199	550,789	551,567	
うち建設改良費分	483,813	460,413	433,573	420,956	432,045	450,378	467,767	499,436	521,658	529,796	531,386	532,164	
うち一時借入金													
うち未払金	19,403	19,403	19,403	19,403	19,403	19,403	19,403	19,403	19,403	19,403	19,403	19,403	
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )													
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)													
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	388,425	378,555	366,215	364,478	408,529	407,174	412,002	417,877	423,758	470,875	470,973	470,519	
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)													

【単位:千円、税込】

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		(決算)	(決算見込)										
区 分													
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	503,300	737,400	1,004,100	969,700	577,200	495,400	552,100	371,600	269,600	202,000	194,200	199,200
	うち 資本費平準化債	211,900	166,100	251,100	226,700	160,700	153,300	158,700	164,000	122,100	72,300	77,700	78,700
	2. 他 会 計 出 資 金												
	3. 他 会 計 補 助 金	24,297	29,814	16,138	14,697	11,333	11,327	12,687	13,959	14,020	15,287	15,542	16,921
	4. 他 会 計 負 担 金												
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国・都道府県補助金	239,738	482,500	458,300	363,000	178,300	251,500	218,400	130,100	67,100	47,700	32,800	33,700
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工 事 負 担 金	103											
	9. そ の 他												
	計 (A)	767,438	1,249,714	1,478,538	1,347,397	766,833	758,227	783,187	515,659	350,720	264,987	242,542	249,821
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	767,438	1,249,714	1,478,538	1,347,397	766,833	758,227	783,187	515,659	350,720	264,987	242,542	249,821
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	529,320	1,052,502	1,208,606	1,103,034	592,426	591,513	610,129	338,697	213,543	177,110	149,007	154,338
	うち 職員給与費	6,989	16,908	14,909	15,193	15,482	15,777	16,077	16,383	16,695	17,014	17,337	17,666
	2. 企 業 債 償 還 金	505,655	483,813	460,413	433,573	420,956	432,045	450,378	467,767	499,436	521,658	529,796	531,386
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金												
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
5. そ の 他													
計 (D)	1,034,975	1,536,315	1,669,019	1,536,607	1,013,382	1,023,558	1,060,507	806,464	712,979	698,768	678,803	685,724	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	267,537	286,601	190,481	189,210	246,549	265,331	277,320	290,805	362,259	433,781	436,261	435,903	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	242,873	214,328	123,627	123,315	210,309	235,855	243,170	273,331	350,464	423,563	427,273	426,542
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額		22,846										
	3. 繰 越 工 事 資 金												
	4. そ の 他	24,664	49,427	66,854	65,895	36,240	29,476	34,150	17,474	11,795	10,218	8,988	9,361
計 (F)	267,537	286,601	190,481	189,210	246,549	265,331	277,320	290,805	362,259	433,781	436,261	435,903	
補填財源不足額 (E)-(F)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)	5,004,842	5,276,929	5,870,955	6,426,583	6,602,327	6,953,949	7,346,628	7,269,961	7,059,625	6,759,467	6,443,371	6,130,684	

○他会計繰入金

【単位:千円、税込】

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		(決算)	(決算見込)										
収 益 的 収 支 分		273,332	314,767	244,719	222,850	161,632	192,457	210,646	204,239	264,887	293,778	296,612	294,627
	うち 基準内繰入金	212,355	178,845	244,719	222,850	161,632	192,457	210,646	204,239	209,947	165,512	163,485	158,219
	うち 基準外繰入金	60,977	135,922							54,940	128,266	133,127	136,408
資 本 的 収 支 分		24,297	29,814	16,138	14,697	11,333	11,327	12,687	13,959	14,020	15,287	15,542	16,921
	うち 基準内繰入金		20,418	16,138	14,697	11,333	11,327	12,687	13,959	14,020	15,287	15,542	16,921
	うち 基準外繰入金	24,297	9,396										
合 計		297,629	344,581	260,857	237,547	172,965	203,784	223,333	218,198	278,907	309,065	312,154	311,548

# 個別排水処理事業 投資・財政計画（収支計画）

【単位：千円、税抜】

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		(決算)	(決算見込)												
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	28,000	28,032	28,064	28,097	32,348	32,385	32,423	32,460	32,498	36,778	36,821	36,863		
	(1) 使 用 料 収 入	28,000	28,032	28,064	28,097	32,348	32,385	32,423	32,460	32,498	36,778	36,821	36,863		
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)														
	(3) そ の 他														
	2. 営 業 外 収 益	148,597	200,587	140,233	142,807	141,062	144,431	147,537	151,343	155,466	155,552	160,471	164,058		
	(1) 補 助 金	129,951	119,430	82,950	85,385	84,468	89,490	93,594	98,744	105,123	106,749	113,893	126,908		
	他 会 計 補 助 金	129,951	119,430	82,950	85,385	84,468	89,490	93,594	98,744	105,123	106,749	113,893	126,908		
	そ の 他 補 助 金														
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	18,646	81,157	57,283	57,422	56,594	54,941	53,943	52,599	50,343	48,803	46,578	37,150		
	(3) そ の 他														
収 入 計 (C)	176,597	228,619	168,297	170,904	173,410	176,816	179,960	183,803	187,964	192,330	197,292	200,921			
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	145,328	148,316	150,388	151,859	153,556	155,634	157,392	159,765	162,390	165,597	168,941	171,067		
	(1) 職 員 給 与 費														
	基 本 給														
	退 職 給 付 費														
	そ の 他														
	(2) 経 費	73,157	76,623	80,219	83,935	87,805	91,831	96,023	100,386	104,926	109,648	114,561	117,918		
	動 力 費														
	修 繕 費	3,350	3,430	3,496	3,531	3,566	3,601	3,638	3,674	3,711	3,748	3,785	3,823		
	材 料 費														
	そ の 他	69,807	73,193	76,723	80,404	84,239	88,230	92,385	96,712	101,215	105,900	110,776	114,095		
(3) 減 価 償 却 費	72,171	71,693	70,169	67,924	65,751	63,803	61,369	59,379	57,464	55,949	54,380	53,149			
2. 営 業 外 費 用	13,692	18,658	17,909	19,045	19,854	21,182	22,568	24,038	25,574	26,733	28,351	29,854			
(1) 支 払 利 息	13,360	12,918	12,751	13,519	14,366	15,295	16,266	17,303	18,389	19,504	20,635	21,806			
(2) そ の 他	332	5,740	5,158	5,526	5,488	5,887	6,302	6,735	7,185	7,229	7,716	8,048			
支 出 計 (D)	159,020	166,974	168,297	170,904	173,410	176,816	179,960	183,803	187,964	192,330	197,292	200,921			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	17,577	61,645	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
特 別 利 益 (F)	484														
特 別 損 失 (G)	33														
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	451	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	18,028	61,645	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	18,028	79,673	79,673	79,673	79,673	79,673	79,673	79,673	79,673	79,673	79,673	79,673	79,673		
流 動 資 産 (J)	42,727	69,357	105,553	141,547	177,182	211,385	245,435	278,866	310,449	341,154	370,474	393,496			
流 動 負 債 (K)	12,059	12,059	12,059	12,059	12,059	12,059	12,059	12,059	12,059	12,059	12,059	12,059	12,059		
うち 未 収 金	12,059	12,059	12,059	12,059	12,059	12,059	12,059	12,059	12,059	12,059	12,059	12,059	12,059		
うち 建 設 改 良 費 分	89,489	92,055	91,532	90,580	86,445	90,606	96,078	98,476	102,132	104,751	110,355	115,823			
うち 一 時 借 入 金	70,852	73,914	73,391	72,439	68,304	72,465	77,937	80,335	83,991	86,610	92,214	97,682			
うち 未 払 金	18,141	18,141	18,141	18,141	18,141	18,141	18,141	18,141	18,141	18,141	18,141	18,141	18,141		
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )															
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額 (L)															
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	28,000	28,032	28,064	28,097	32,348	32,385	32,423	32,460	32,498	36,778	36,821	36,863			
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)															
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額 (N)															
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)															
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 した 事 業 の 規 模 (P)															
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 した 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)															

【単位:千円、税込】

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
		(決算)	(決算見込)											
資 本 的 収 入	区 分													
	1. 企 業 債	36,000	49,100	111,000	114,300	116,000	113,400	120,700	128,600	132,300	137,900	142,100	118,600	
	うち 資本費平準化債			60,500	62,200	62,400	58,200	63,800	70,000	72,000	75,800	78,100	75,600	
	2. 他 会 計 出 資 金													
	3. 他 会 計 補 助 金	27,756	44,457	42,956	44,220	44,416	43,658	43,774	43,404	42,008	41,315	39,914	30,513	
	4. 他 会 計 負 担 金													
	5. 他 会 計 借 入 金													
	6. 国・都道府県補助金													
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工 事 負 担 金	1,760	2,218	2,218	2,218	2,218	2,218	2,218	2,218	2,218	2,218	2,218	1,499	
	9. そ の 他													
	計 (A)	65,516	95,775	156,174	160,738	162,634	159,276	166,692	174,222	176,526	181,433	184,232	150,612	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
	純計 (A)-(B) (C)	65,516	95,775	156,174	160,738	162,634	159,276	166,692	174,222	176,526	181,433	184,232	150,612	
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	55,758	56,620	66,469	68,454	70,502	72,608	74,777	77,011	79,315	81,685	84,128	56,999
		うち 職員給与費	1,902											
		2. 企 業 債 償 還 金	67,625	70,852	73,914	73,391	72,439	68,304	72,465	77,937	80,335	83,991	86,610	92,214
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金														
4. 他 会 計 へ の 支 出 金														
5. そ の 他														
計 (D)	123,383	127,472	140,383	141,845	142,941	140,912	147,242	154,948	159,650	165,676	170,738	149,213		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	57,867	31,697	△ 15,791	△ 18,893	△ 19,693	△ 18,364	△ 19,450	△ 19,274	△ 16,876	△ 15,757	△ 13,494	△ 1,399		
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	54,372												
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額		27,232											
	3. 繰 越 工 事 資 金													
	4. そ の 他	3,495	4,465											
計 (F)	57,867	31,697												
補填財源不足額 (E)-(F)			△ 15,791	△ 18,893	△ 19,693	△ 18,364	△ 19,450	△ 19,274	△ 16,876	△ 15,757	△ 13,494	△ 1,399		
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)														
企 業 債 残 高 (H)	967,611	946,959	985,145	1,026,054	1,069,615	1,114,711	1,162,947	1,213,610	1,265,575	1,319,484	1,374,974	1,401,360		

○他会計繰入金

【単位:千円、税込】

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		(決算)	(決算見込)										
収 益 的 収 支 分	区 分												
	129,951	119,430	82,950	85,385	84,468	89,490	93,594	98,744	105,123	106,749	113,893	126,908	
	うち 基準内繰入金	13,360	56,364	26,469	24,898	24,469	25,172	24,707	25,096	26,510	27,594	29,204	38,521
うち 基準外繰入金	116,591	63,066	56,481	60,487	59,999	64,318	68,887	73,648	78,613	79,155	84,689	88,387	
資 本 的 収 支 分	27,756	44,457	42,956	44,220	44,416	43,658	43,774	43,404	42,008	41,315	39,914	30,513	
	うち 基準内繰入金	27,756	39,177	42,956	44,220	44,416	43,658	43,774	43,404	42,008	41,315	39,914	30,513
	うち 基準外繰入金		5,280										
合 計	157,707	163,887	125,906	129,605	128,884	133,148	137,368	142,148	147,131	148,064	153,807	157,421	

# 農業集落排水事業 投資・財政計画（収支計画）

【単位：千円、税抜】

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		(決算)	(決算見込)												
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	14,460	14,415	14,369	14,324	16,438	16,386	16,351	16,299	16,247	18,308	18,268	18,209		
	(1) 使 用 料 収 入	14,460	14,415	14,369	14,324	16,438	16,386	16,351	16,299	16,247	18,308	18,268	18,209		
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)														
	(3) そ の 他														
	2. 営 業 外 収 益	86,844	102,121	101,566	110,235	116,697	116,539	117,510	116,217	114,633	112,383	114,508	129,849		
	(1) 補 助 金	51,954	47,152	63,931	69,143	72,394	72,419	73,690	72,689	71,458	69,366	71,627	87,043		
	他 会 計 補 助 金	45,860	47,152	63,931	69,143	72,394	72,419	73,690	72,689	71,458	69,366	71,627	87,043		
	そ の 他 補 助 金	6,094													
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	34,882	54,969	37,635	41,092	44,303	44,120	43,820	43,528	43,175	43,017	42,881	42,806		
	(3) そ の 他	8													
収 益 的 支 出	収 入 計 (C)	101,304	116,536	115,935	124,559	133,135	132,925	133,861	132,516	130,880	130,691	132,776	148,058		
	1. 営 業 費 用	102,011	105,370	109,949	117,534	125,121	124,990	125,629	124,691	123,474	123,764	125,750	126,784		
	(1) 職 員 給 与 費														
	基 本 給														
	退 職 給 付 費														
	そ の 他														
	(2) 経 費	49,818	50,992	51,939	52,435	52,946	53,451	53,969	54,485	55,007	55,533	56,072	56,608		
	動 力 費	6,558	6,695	6,801	6,847	6,902	6,949	7,004	7,051	7,100	7,148	7,204	7,253		
	修 繕 費	1,763	1,805	1,840	1,858	1,877	1,895	1,914	1,933	1,953	1,972	1,992	2,012		
	材 料 費														
そ の 他	41,497	42,492	43,298	43,730	44,167	44,607	45,051	45,501	45,954	46,413	46,876	47,343			
(3) 減 価 償 却 費	52,193	54,378	58,010	65,099	72,175	71,539	71,660	70,206	68,467	68,231	69,678	70,176			
2. 営 業 外 費 用	2,442	6,068	5,986	7,025	8,014	7,935	8,232	7,825	7,406	6,927	7,026	8,060			
(1) 支 払 利 息	1,589	1,901	2,229	3,214	4,363	4,229	4,470	4,006	3,530	3,205	3,246	2,899			
(2) そ の 他	853	4,167	3,757	3,811	3,651	3,706	3,762	3,819	3,876	3,722	3,780	5,161			
支 出 計 (D)	104,453	111,438	115,935	124,559	133,135	132,925	133,861	132,516	130,880	130,691	132,776	134,844			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 3,149	5,098	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13,214			
特 別 利 益 (F)															
特 別 損 失 (G)	379														
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 379	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	△ 3,528	5,098	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13,214			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	△ 3,528	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	14,784		
流 動 資 産 (J)	80,469	79,954	91,966	112,128	123,055	129,878	123,243	114,519	100,653	88,970	76,969	75,648			
う ち 未 収 金	53,189	53,189	53,189	53,189	53,189	53,189	53,189	53,189	53,189	53,189	53,189	53,189	53,189		
流 動 負 債 (K)	90,096	88,073	83,057	88,130	94,754	105,085	106,000	110,990	111,240	109,831	111,659	110,041			
う ち 建 設 改 良 費 分	20,339	18,316	13,300	18,373	24,997	35,328	36,243	41,233	41,483	40,074	41,902	40,284			
う ち 一 時 借 入 金															
う ち 未 払 金	69,757	69,757	69,757	69,757	69,757	69,757	69,757	69,757	69,757	69,757	69,757	69,757			
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )															
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)															
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	14,460	14,415	14,369	14,324	16,438	16,386	16,351	16,299	16,247	18,308	18,268	18,209			
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)															
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)															
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)															
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)															
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)															

【単位：千円、税込】

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		(決算)	(決算見込)										
区 分													
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	43,500	46,200	88,700	95,300	6,600	39,500		300	14,900	42,400	14,900	
	うち 資本費平準化債												
	2. 他 会 計 出 資 金												
	3. 他 会 計 補 助 金	10,239	10,170										
	4. 他 会 計 負 担 金												
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国・都道府県補助金	38,379	42,500	84,500	78,700								
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工 事 負 担 金												
	9. そ の 他	856	856	856	856	856	856	856	856	856	856	856	
	計 (A)	92,974	99,726	174,056	174,856	7,456	40,356	856	1,156	15,756	43,256	14,900	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	92,974	99,726	174,056	174,856	7,456	40,356	856	1,156	15,756	43,256	14,900	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	82,660	88,795	173,270	174,067	6,627	39,547		343	15,046	42,534	14,983	
	うち 職員給与費												
	2. 企 業 債 償 還 金	20,478	20,339	18,316	13,300	18,373	24,997	35,328	36,243	41,233	41,483	40,074	41,902
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金												
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
5. そ の 他	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
計 (D)	103,141	109,137	191,589	187,370	25,003	64,547	35,331	36,589	56,282	84,020	55,060	41,905	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	10,167	9,411	17,533	12,514	17,547	24,191	34,475	35,433	40,526	40,764	40,160	41,905	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	6,554	6,128	9,463	3,845	16,945	20,596	34,475	35,402	39,158	36,897	37,378	27,370
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額											1,420	14,535
	3. 繰 越 工 事 資 金												
	4. そ の 他	3,613	3,283	8,070	8,669	602	3,595		31	1,368	3,867	1,362	
計 (F)	10,167	9,411	17,533	12,514	17,547	24,191	34,475	35,433	40,526	40,764	40,160	41,905	
補填財源不足額 (E)-(F)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)	140,158	167,119	238,604	320,604	308,830	323,333	288,005	252,062	225,729	226,646	201,471	159,569	

○他会計繰入金

【単位：千円、税込】

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		(決算)	(決算見込)										
区 分													
収 益 の 収 支 分		45,860	47,152	63,931	69,143	72,394	72,419	73,690	72,689	71,458	69,366	71,627	87,043
	うち 基準内繰入金	17,311	1,525	22,996	27,660	32,743	32,225	32,887	31,233	29,281	28,787	30,218	30,407
	うち 基準外繰入金	28,549	45,627	40,935	41,483	39,651	40,194	40,803	41,456	42,177	40,579	41,409	56,636
資 本 的 収 支 分		10,239	10,170										
	うち 基準内繰入金												
	うち 基準外繰入金	10,239	10,170										
合 計	56,099	57,322	63,931	69,143	72,394	72,419	73,690	72,689	71,458	69,366	71,627	87,043	